

第三十八回国会 農林水産委員会公聴会議録 第一号

昭和三十六年四月十九日(水曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君
理事 秋山 利恭君 理事 大野 市郎君
理事 山口長治郎君 理事 丹羽 兵助君
理事 石田 有全君 理事 角屋堅次郎君
理事 芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君
金子 岩三君 龜岡 高夫君
川村善八郎君 小枝 一雄君
田邊 國雄君 谷垣 專一君
綱島 正興君 寺島隆太郎君
中山 榮一君 野原 正勝君
福永 一臣君 藤田 義光君
本名 武君 松浦 東介君
森田重次郎君 八木 徹雄君
米山 恒治君 足鹿 覺君
片島 港君 北山 愛郎君
東海林 稔君 中澤 茂一君
橋崎弥之助君 西村 閑一君
山田 長司君 湯山 勇君
稻富 稔人君

出席政府委員

農林政務次官 八田 貞義君
農林事務官 大澤 融君
(大臣官房審議官)

出席公述人

全国農業会議所 大坪 藤市君
事務局長 大島 清君
法政大学教授 田中 宏君
読売新聞経済部 長 文電君
埼玉大学教授 桑 照雄君
全国農業協同組合中央会常務理事 一案

全日本農民組合 連合会中央常任 中村 迪君
委員長 書記 川野 重任君
東京大学教授 小林 慧文君
全国農民連盟委員長 門 員 岩隈 博君
委員外の出席者

四月十九日
委員中馬辰猪君、福永一臣君及び湯山勇君辞任につき、その補欠として綱島正興君、龜岡高夫君及び足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員綱島正興君及び足鹿覺君辞任につき、その補欠として中馬辰猪君及び湯山勇君が議長の指名で委員に選任された。

本日の公聴会で意見を聞いた案件
農業基本法案(内閣提出第四四号)
農業基本法案(北山愛郎君外十一名提出、衆法第二号)

○坂田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業基本法案及び北山愛郎君外十一名提出、農業基本法案について公聴会に入ります。

この際公述人各位に一言ごあいさつ申し上げます。
本日は御多忙中にもかかわらず公述人として御出席を賜わり、まことにありがとうございます。農業問題につきましまして深い御意見と御経験をお寄せ

れる公述人各位より、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承り、もって両案審査の貴重な参考に供したいと存する次第でございます。

なお、公述人各位には、最初委員長の指名順に一人約二十五分程度お述べいただき、あとで委員の質疑に応じていただきたいと思います。

なお、大坪、大島、田中の三公述人の方は、午前中に御意見をお述べいただき、質疑も行なうことといたしたいと存じます。また、他の公述人は午後

に御意見をお述べ願ひ、質疑を行なうことにいたしますので、御了承願ひます。

なお、公述人各位は委員に対し質疑を行なうことはできないことになっておりますので、さよう御了承願ひます。

また、公述人各位に申し上げますが、御発言の際は、委員長と呼び、委員長の許可を得て御発言下さるようお願いいたします。

それでは、公述人大坪藤市君よりお願いいたします。大坪藤市君。

○大坪公述人 私は、ただいま委員長より御紹介を受けました全国農業会議所の大坪でございます。本日ここに農業基本法案に關しまして公聴会が開催されるにあたりまして、公述人として意見を申し上げる機会を得させていただきましたことにつきまして、委員長並びに委員の各先生に對しまして衷心より感謝申し上げる次第でございます。

ことに、全国農業会議所といたしましては、今日まで足かけおよそ四年間

にわたりました、農業基本法の制定促進に努力をして参ったのでござい

ます。今、少しくその経過を申し上げます。昭和三十三年の十一月には、全国

都道府県の会長會議並びに全国農業會議所の總會の決議をもちまして、農業基本法の制定促進の要望を決議いたしたのでござい

ましてはまことに感慨深いものがあるものでございます。

かような次第でございますので、今日の段階におきまして、われわれ全国農業會議所といたしまして当委員会に對しまして御要望申し上げますこと

は、ただの一点に尽きると申し上げて差しつかえないのであります。すなわち、必ず農業基本法を通してもらいたいということ、もう一つは、今国会において農業基本法を制定していただくというところに尽きるのでござい

ます。私どもが今日まで農業基本法の制定を執断なまでに政府並びに国会に對しまして陳情して参りました理由

は、今回内閣より提案をされております農業基本法の前文に余すところなく表現をされておるのでござい

ます。従いまして、私どもが今日まで運動を展開して参りました理由というものをこの際あらためて申し上げる必要は毛頭なからうかと思つてござい

来研究に研究を重ねられまして、社会党独自の基本法案を御提案に相なっておるのでございます。私どもは社会党のこの御努力に對しまして衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

今国会が、いわゆる農政国会の名のもとに、農業の問題が広く深くこの基本法案を中心としたしまして掘り下げられまして、今後農政の問題がさらに一段と伸長する機会が増したことは、まことにありがたい次第でございます。また、まことにありがたい次第でございます。また、まことにありがたい次第でございます。また、まことにありがたい次第でございます。

今日まで、社会党提案の農業基本法と内閣提案の基本法につきましましては、言論界はもとよりといたしまして、學者その他の方面より、いろいろとその類似点並びに相違点を指摘せられておるのでございます。その相違点の最も特徴の点といたしまして、いわゆる自立経営というものと協業経営というものが対比されまして議論をされておるのを見受けられるのでござい

の一部改正に關する法律並びに農地法の一部改正に關する法律が同時提案をしておるのでございます。また、社会党におかれましては、わが国の農業の零細経営の現状にかんがみまして、農業の生産性と所得の向上をはかりますために、理想的な形態としてはいわゆる協業組織、(共同だ)協業とは迷感だ(と呼ぶ者あり)生産組合システムというよりな考え方のもとに、これが推進をはかるという観点に立脚されまして御提案になつておられますが、社会党の提案におかれましては、共同組織の物的あるいは人的な基盤のない場合に共同組織を無理に押しつけるというところは困難であるという立場のもとに、あくまで農民の自由な意思、自主的な意思を前提とするということを繰り返して強調されておるのでございます。従いまして、觀念的な見方からいたしまして、社会党提案あるいは内閣提案の今後の農業改善の方向の問題につきましては相當の隔たりがあるかと思つてござい

かように私は考えるのでござい。協同組織なりあるいは協業の問題がどの程度今後推進されるかという問題につきましましては、一に政府が、協業あるいは協同の人的な基盤をいたしまして、農民教育なりあるいは協業についての必要性なり、こういふような問題につきましましての程度にわゆる人的な基盤を造成して参るかということ、もう一つは、協同組織なり協業なりの物的な基盤をいたしまして、農業生産基盤の拡大はもちろんといたしまし

て、協業をやつて参ります場合に最も必要であります農地条件の整備、つまり農地の集団化あるいは機械の導入あるいは技術の普及、こういったような物的な指導あるいは助成、援助といふものをどの程度政府が強力に実行するかということによつて、この問題は、おのずからその進路が解決されるのじやなからうか、私はかように考えるのでござい。次に、いわゆる生産と消費に關してでござい。社会党提案の農業基本法におきましては、いわゆる自給度の問題を表面から規定をされておるのでござい。政府提案におきましてはこれを側面から規定をしてい

後生産の増加が急速に期待され、従つて、農業所得におきましても今後相当ウエートが重くなつて参ると考えられます。畜産物なり果樹なりその他園芸作物につきましまして精力的な価格政策を実行していただきたいということ、もう一つは、今日なおわが国の農業所得の過半数を占めております米の問題につきましましては、政府がしばしば言明しておられます通り、現行制度を堅持していただきたいということでございます。なお、この際につけ加えておきたいと思つておられることは、大・はだか麦の生産と管理に關する問題でございます。これと農業基本法との関連に關する問題でございます。なるほど大・はだか麦は今日食糧としての消費構造が急激に変化をして参りましたので、農業基本法の精神にのっとりまして、この大・はだか麦の生産振興、いわゆる選択的拡大という考え方のもとに、畜産なり果樹なりあるいはん菜糖なり、その他有利な作物の方へ大・はだか麦を転換をするということにつきましましては、これは農業基本法の精神と全く一致するといふふうに考えるのでござい。政府の厚い転換についての助成政策と相待ちましてこれが政策を実行して参らなくちゃならないといふように考えるのでござい。同時に、食糧管理法第四条の二の規定、つまり無制限買入れの規定の問題と、それから価格形成要素の変更の問題があります。これは農業基本法の考え方でありまして総合的な価格政策の一環として検討すべき問題でございますので、必ずしも前の生産転換という問題とらはら問題とは言いがた

い。必ずしも関連する問題ではない。従つて、この食糧管理法第四条の二の問題は、生産転換とは別の観点で慎重御審議をお願いしたいと思つてござい。そのほか、社会党提案のものと内閣提案のものにつきましましては、いわゆる流通機構の整備の問題、あるいは農業用資材の生産、配給の問題、あるいは農業技術の振興の問題、あるいは農業技術の普及の問題、あるいは農業の今後のにない手としての教育の問題、あるいは環境整備の問題等につきましまして、いろいろ類似点あるいは相違点が指摘せられておるのでござい。社会党提案の農業基本法も内閣提案の農業基本法も、現在の農業のきわめて困難なる実情にかんがみられまして、わが国の農業と他産業との所得の均衡、生活水準の均衡をはかるということを目的といたしまして、明るい文化的な農村を建設するという最終的目標につきましましては、ごうまつた差異もなかりと私は考えるのでござい。従いまして、私は、この際農民本来の立場に立脚せられまして、小異を捨てて大同につくといふ大乗的な見地から、農業基本法を今国会において成立させていただきたい、かように考えるのでござい。

この際、私は、農業基本法を本国会においてぜひ成立させていただきたいという理由につきましまして、三申し上げてみたいと思つてござい。御承知のように、農業基本法と同時に、関連立法といたしまして、農業協同組合法の一部改正法律案、あるいは農地法の一部改正に關する法律案、あるいは農業経営近代化資金の法案、ある

は農業経営近代化資金の法案、ある

は農業経営近代化資金の法案、ある

は農業経営近代化資金の法案、ある

は農業経営近代化資金の法案、ある

は農業経営近代化資金の法案、ある

は農業経営近代化資金の法案、ある

また、特に次代を背負う青少年が他産業に移動をいたしておるのでございますが、この農業労働力の流動の問題は、一面におきましては残りました者につきましても農業所得の増大の機会を与えることには相なるのでございします。このことは、ただ単に農業労働力の移動の反射的な効果が農業所得

編成するようにお願いをいたしたい。そのために、まずもつて農業基本法を今国会において成立させていただきたたい、かようにお願いを申し上げる次第でございます。

理由の第三点といたしましては、御承知のように、農業基本法は農業政策につきまわりの総合化を強く期待をい

報告。これに基づきまする国会の審議権というものが農業基本法の大きな柱の一つとして規定をせられておるのでございます。従いまして、農業管理者といたしましては、次の国会におきましてはこの規定を大いに活用していただきまして、政府におきましては農業基本法の命じております各種の具体

この法案に現われている考え方なり施策の欠陥なりについて述べたいと思うのです。時間がありませんから、私は主として政府提出の基本法案の欠陥ないし不備と思われる点を二、三指摘しておきます。いろいろ議論がありますので、これを全部やっておりますと大へんでありますから、そういう点を中

によつて自立農家を育成しようといふ
ふりに考へてゐると見て差しつかへな
いと思ふのです。そこで、私はここに
非常に簡単な算術の計算をしてみたわ
けでありますけれども、現在日本の農
村においては、二ヘクタール、二町歩
以上の農家というものは約三十八万戸
ございますが、十力年で農家の所得を

倍にするという政府の所得増進計画の案によりますと、大体自立経営農家といふものを百万戸にふやして、こゝういふ計画と承知しております。そのうたいしますと、私の計算によりますと、約百五十万ヘクタール、百五十万町歩前後の土地を新しく自立農家に与えなければいけない、こゝういふことになりす。たとへば、現在、一反歩、十アールの農地価格といふのは、農村によつてずいぶん違ひますけれども、平均十五万円から二十万円はいたします。かりにこれを平均二十万円といたしますと、一町歩二百万円に相当いたしますから、百五十万町歩では三兆円といふ金高になります。もしもこれが三十万円といたしますと、四兆五千億といふ金高になります。こゝういふ土地購入資金に対して、一体政府はこゝう用意をしておるか。政府は、自立農家を積極的に育成するといふのであります。ならば、十年間にしろ、この相当巨額に上る資金といふものに対して、こゝういふふうにしてその資金を捻出する成算がとおりになるのか。あるいはまた、政府は一切その資金のめんどうは見ない、それは農家が自分で土地を買へばいいじゃないかとおっしゃる方があるかもしれない。しかしながら、土地のために一反歩二十万円とかあるのは三十万円、五十万円といふお金を投資するといふことは、それだけ肥料や農機具や農薬などの生産的投資に対するマイナスなんです。農業を近代化する、合理化するといふながら、土地のためにそれだけの多くのお金を農家が出すといふことは、それだけ日本の農業を貧しくすることでありまして、こゝういふ点から言ひまして、こ

の土地資金の問題、土地問題を十分に考え、裏づけのある政策なくして、この自立農家の育成といふふうなことをおっしゃることは、大へんどうも納得のいかない問題であります。しかも、この土地価格といふのは、市街地におきましては、農村におきましては、ますます価格が上がつていく。場合によつては暴騰と言つていくくらいにどんどん値段が上がつていく傾向にあります。特に、法案が予定している零細な兼業農家といふのは都市の近郊に住んでいて人が多いのでありまして、こゝういふところでは、一反歩三十万円はおろか百万円にもなるかもしれない。あるいはもつとそれ以上になつていくかもしれない。こゝういふふうな高い土地価格といふものを、一体政府、この法案の提出者はどう考へて、この自立農家の育成といふことをおっしゃつておるか、私はこゝういふ点について非常な疑問を感じるわけでありす。特に、この土地購入のために、――おそろく現在農業を離れて都会に出たといふ零細な農家も、こゝういふ人々もこの法案が通つたらおそろくまた土地を購入したいでしようし、いろいろ土地購入についてのブームが起るだらう。こゝういふことから土地価格がどんどん上がつていきまして、それがインフレーションを起す動因になつてくるのであります。一方において土地の造成はしない、他方において今度は自立農家を育成してたくさん土地を与えなければいけないといふふうなことを言ひますと、そのことのために農地の価格のブームが起りまして、価格が上がつていく。インフレが進行す

る。結局これでは所得増進計画といふものが台なしになるおそれがありはせぬか。私は、この基本法の問題といふもの、この自立農家の育成といふことを考へる場合に、非常にその点を心配するのであります。また、この土地問題についても少し意見を述べたいことがあるのです。が、こゝういふことについて話をすると時間もありませんから、ただ、土地の資金の問題、それから、こゝういふ工合にしてその土地を配分するかと、こゝういふ具体的なわれわれに納得のいく計画を示し、それを議論の対象にした上で、この法案を通すか否かといふふうなことを審議していただきたいといふふうに私は希望するものであります。こゝういふ点で、私は、これは農業基本法案といふものの非常な落とし穴といひますか、隠された欠陥の一つではないかといふふうなことを考へるわけでありす。もつとも、私はさつき、百万戸の自立農家がでる場合にはこれだけの金が必要といふふうに申しましたけれども、おそろくその計画それ自身は相当地に困難で、よほどの経済的な好条件があるいは政府の手厚い保護、助成といふものがあれば、ある程度それに近づくとこがでるかもしれないけれども、大体従来の日本の政府のやつてきた農業政策の実績から見ますと、これは相当困難だ。大体この十年間に農家人口はなるほど三百五十万人ぐらゐ、一カ年にして約三十五万人ぐらゐ減少しておられますけれども、肝心な農家そのものの数といふものは、この十年間にわづか二・五割ぐらゐしか減つておらない。零細な兼業農家が農業を離

れて、そして都会の工場や会社に勤めるといたしまして、何しろ勤めるところは日本では中小企業とか、あるいは大工場に勤めても臨時工といふふうな職場が多いのでありまして、こゝういふ点から言ひますと、自立した勤労者の家庭といふものが非常に築きにくい条件にあります。日本経済の二重構造といふその底辺に中小企業や農家が置かれてゐるのでありまして、こゝういふ農家が簡単に家を放し土地を手放して都会に全部移り住むといふようなことは相当困難であります。こゝういふ点から申しますと、土地造成といふことを無視して既耕地の再配分によつて自立農家を育成するといふ考へ方、こゝういふプランには相当に難点がある、またその達成には困難があるといふことを、私はまず申し上げておきたい。社会政策は、この点については三百万町歩の農地を造成するといふふうに出してあります。これにはもちろんいろいろ問題があるわけですが、私は社会党の推薦の公述人ですけれども、社会党の御用学者でもないのですから、別に社会政策に全部賛成するといふのにはありません。三百万町歩の農地を造成するためにはどれだけの費用が必要であるか、その三百万町歩の農地を造成してどれだけの生産物の価値を生み出せるのか、この比較をやつて経済的な農地造成をやらなければ、納税者としての国民は納得するわけはありません。こゝういふ点について、具体的な経済的な基礎づけといふものについては社会党の方ではまだ十分でないといふふうに私は思ひます。しかしながら、現在なお残つてゐる未墾地、特に国有未墾地の開墾をやつて、牧野とかある

いは飼料畑を作つて、こゝういふことによつて成長産業と言われている酪農とかあるいは果樹生産といふものを伸ばしていくといふことがこの際非常に重要なことではないか。こゝういふ点について、私は、とにかく経済的な採算の合ふものならどしどし農地を造成して、日本の農業の生産力を高める、農家の所得を高めるといふふうにした方がより現実的であり、よりすぐれた案ではなからうかといふふうに思ひます。あと何分でしょうか。

〔五分〕と呼び、「十分」と呼ぶ者あり

○坂田委員長 約十分です。

○大島公述人 それでは、第二の点について申し上げます。それは、政府提出の農業基本法案におきましては、生産性の向上といふことが目標として掲げられております。生産性の向上によつて農家の所得を増大させる、これは一見したところ非常にまづかしいことのように聞こえますけれども、学問的な立場から見ますと、必ずしも生産性の向上といふことは所得の増大といふことに結びつかない。実際問題といたしましては、生産性が上がったとしても所得といふものは必ずしも上がらない例がたくさんあります。なぜかといひますと、物がたくさん作られれば供給がふえていく。場合によつては、供給が過剰になり、その農産物の商品の価格が下がる。商品の価格が下がりますから、幾らたくさん作つても、場合によつては農家の所得としてはさうふえない。場合によつては減る場合もあり得るわけでありまして、生産性の向上イコール所得の増大

というふうなことを単純に考えるほどわれわれは素朴であつてはいけないうふうな思ひです。それでは、われわれはどういう工合にして生産性を引き上げるか、同時に所得の増大をはかるか。もちろん、生産性の増大というのは所得増大のための一つの重要な措置なのでありますから、別に私は生産性の増大をしてはいかぬというふうなことを申しておるわけではありせん。誤解のないように言っておきますけれども、生産性の増大イコール所得の増大にはならぬということを申しておるわけでありませう。それでは、生産性の増大によつてさらにその所得の増大という最終の目的を達成するためにどうしたらいいかと言へば、農産物の価格というものは、これを放置しておきますと、とかく低下する傾向がある。私はそういう経済理論の話をお話する場合はありませんから、そんな理屈は申しませんけれども、農産物の価格は、特に日本のような農家がつつている農産物の価格というものは非常に低下する傾向があります。少し物をよけい作ると低下する。牛乳の値段にしろ、あるいはサツマイモの値段にしろ、最近では麦、米の値段にしろ、とにかく少しばかりよけい作ると急激に価格が下落する。その結果は農家の所得が低下するということになつておるわけでありませう。それがつまり日本農業の曲がりかどと言われている現象なのでありますけれども、生産性の増大と同時に農家の所得をふやすためには、これはどうしてもわれわれは農産物の価格に対する何らかの特別な措置をしなければいけない。農家が農産物の販売によつて得るのは、これは利潤

ではありませう。肥料会社や農機具会社が生産物を販売すれば、その生産費の中には利潤が含まれてゐる。利潤が計算されて原価計算が行なわれますからそれでいいのであります。農家の場合には、利潤を含めた生産費といふものは計算いたしません。農林省の生産費の計算におきましてもさうでございます。従つて、農産物の価格については、特にこれから伸ばさなければいかぬとおっしゃる果樹やあるいは畜産につきましても、やはり、どうして生産費を補償する、農家の自家労働である労働所得といふものを一定の水準で補償するような明確な規定がなければならぬといふふうに私は考えます。そういう点につきましても、単に経済事情を参照するとか物価その他の事情を参照して価格を安定させるというのとは、これは非常に流通自在な、政府としてはやりよいことかもしれないけれども、農家の自家労働の費用といふものを補償して、そしてこのことによつて農家と一般労働者の所得といふものを均衡させるといふふうにすべきだと思ひます。そういう点で、政府提出の基本法案については、この点についてもきつめて重要な欠陥といふものがあるのではなからうか、こういう点を私は痛感しております。

次は、田中宏君。
○田中公連人 田中宏でございます。私は、今度の農業基本法案が政府並びに社会党からこの国会に提出されていることを非常に喜んでゐる次第でございます。なぜならば、現在の日本の農業の現状といふものを考えました場合、率直に申し上げまして、これまでの農業政策では救いがたいいろいろな問題を蔵しておりましたので、少なくとも政策の転換といふものが一日も早く行なわれるといふことをこれまで常に希望してゐた次第でございます。また、過般農林漁業基本問題調査会にも参画いたしましたので、日本の農業の方向といふものを一緒に検討していただきましたので、特に今国会でこの基本法案が上程されましたことを心から喜んでゐる次第でございます。

ただ、政府並びに社会党の二つの農業基本法案を拝見いたしましたので、率直に申しまして両法案ともまだ不備な点がございます。しかし、二つの法案を並べまして見ました場合には、私は、政府提案の法律案に賛成の立場をとる次第でございます。

と申しますのは、社会党の御提出になりました法案にはきつめて重大な欠陥があるといふことを指摘したいと思ひます。それは、ほかでもありませんが、農業基本法の目的とするところは、一体何かといふことでござりますが、その農業基本法が目ざしておりますところのものは、やはり、現在の日本の農業が置かれておりますその背景にあるいろいろな条件の変化といふものを正しく把握しているかどうかという点で、政府提案の法案と社会党の御提出になりました法案とに大きな相違があるのではないかと考えるからでございます。

まず、両法案を比較しまして、私が先ほど申しました社会党案の重大な欠陥といふことについて申し上げてみたいと思ひます。

私が考えますところでは、農業基本法は、もちろんその目標とするところは、農家の収入を高めてその生活水準を他の産業並みに近づけるということでございます。しかしながら、はたして社会党の御提出になりました法案がその目的を達成するための農業の近代化を促進し得るものかどうかという点をいま一度考えていただきたいと思ひます。

その第一は、いわゆる現在の農業の生産の構造、つまり、米や麦を中心とした生産の構造並びに現在とられておりましたところの価格政策、これはひいては二つの法案に盛られております価格政策の方向とも関連するものでござりますが、社会党のお出しになつてゐるいわゆる所得維持的な、もしくは農業保護的な支持価格制度といふものが、はたして農業の構造を改善することと両立するかどうかという点でございます。その点におきましては、私は、政府案の一般経済情勢の推

移の中で新しい価格の安定制度をとっていききたいという方に賛成するわけでございます。価格問題につきましては、これは日本の農業の体質を改善し、農業構造を革新し得るかどうかというきわめて重要な政策ではないかと思われまふ。しかしながら、現在とられております農産物に対する価格政策は、どちらかと言いますと、いわゆる農業経営そのものにとられておりますところの価格安定政策ではございせん。一言で申しますならば、いわゆる農業で食べていけない農民の生活権を保護するための価格政策ではないかと思ひます。しかしながら、日本の農業並びに日本の経済が単にアウタルキー的なそういう面だけの問題であつて、国際的な環境、国際的な動きの中から離れてひとりやっていける状態ならば、価格政策としてそういうものを盛り込むことも必要かと思ひますが、しかし、現在の情勢から言つて、国際的な影響もしくは国際的な交流というものを無視して日本の経済が成り立ち、もしくは日本の経済が成長し得るかというところを考へますと、これはやはりこの際根本的に価格政策の変更が必要ではないかというふうに考へるわけでございます。たとえば、現在の米や麦の政策にいたしましても、はたしてこれがいつまで続くものかどうか、また、現在のような政策を今後ともおとりになつて、それで農業の体質改善ができるかどうか、そういう点をいま一度よく考へていただきたいと思いますのでございませう。もちろん、現在の日本農業の現状と申しますものは、きわめて複雑な問題ないしは困難な問題を内包しております。特に、農業人口が

多く、農地が狭く、その経営の規模がきわめて小さいという段階では、これはいかに農業の生産を上げましても、農家の所得を向上し生活水準を引き上げる上においては限界がございませう。従ひまして、そういう点にメスを入れて農業基本法というものが考へられましたことはまことにけっこうなものでございませうが、しかしながら、その基本法の内容が、現状維持、これまでの農業政策とあまりにも変わらなすぎるような内容であつては、私は日本の農業の発展的な解決にはならないと思ひのでございませう。

また、今度の農業基本法案の対立点になつておりますところの経営形態の問題でございませうが、これを見ましても、やはり、共同化がはたして現実の問題として進み得るかどうか。確かに、成長産業と言われておりますところの畜産、果樹、そういうものにつきましましては共同化の芽はえはすでにできております。また、農業自体の方が先行してゐる面もございませうが、日本農業のいわゆる根幹とされておりますところの米の生産形態、生産構造を見ました場合、はたして共同化がうまくいくかどうかという点を、やはり現実的にいま一度考へ直さなければならぬのではないかとと思ひ次第でございませう。たとえば、共同化することによつてすべて問題が片づくというふうに農民にある種の幻想を手をないうこと、非常に危険なことではないかと思ひます。たとえば、五反歩の農家が五軒一緒になれば二町五反の経営規模になります。しかしながら、その収益を五軒の農家へ分ければ、やはり一戸当たり農家の収入は五反歩の収入しか

ない。その間、経営規模が多少同一経営によつて拡大することによる利益というものはありましようが、しかしながら、これも根本の解決にはなりませう。むしろ、やはり、日本農業の現状から言ひましても、いわゆる家族経営を中心にした自立経営というものをまず第一に推し進めることが肝要ではないかというふうに考へられております。自立経営という言葉を私は申し上げましたが、自立経営というものは、私はこう解釈しております。たとえば、今後需要の伸びるものについては生産を拡大していく、その反面、需要が減少しつづけるものについては生産を調整する。さらに、貿易自由化に向かひまして国際的に競争を必要とする農作物につきましましては、その生産方式を徹底的に合理化する。それが自立経営という言葉の中の意味ではないかと思ひます。

従ひまして、共同化することにおきましても、やはり自立経営というものをまず先行させなければならぬ。さらに、現状から申し上げまして、共同化ということを中心として、共同化といふことを社会党の案ではお使いになつておりますが、現在の段階では、共同化というものは、これを直ちに共同経営に結びつけることには問題があるのではないかと思ひます。むしろ共同作業というふうに共同化を考へた方が段階的には実現性があり、より現実的な方向ではないかというふうに私は考へてゐるわけでございます。たとえば申しますならば、日本の現在の農業というものは、先ほど申し上げましたよりいろいろな条件の変化によりまして、きわめて重大な、病気にたとへますならば重病な患者の状態にある

のではないかと思ひます。従ひまして、これを根本的に病気の治療をするといふことになりまふと、やはり、ここで手術をしなければならぬ。私は、政府提出の農業基本法はある面では不満もございませうが、しかし、日本農業の病患というものにメスを加へよう、手術をしようという考え方に基づいてゐるのだと思ひます。しかしながら、社会党の提出されております法案の内容は、この重病患者に単にカンフルを打つ、カンフル注射で余命をささえていくというふうな面が多分に感じられるわけでございます。

繰り返して申しますが、生産と価格というものがやはり農業経営の上におきましてきわめて重要な事柄でございませうが、その重要な事柄につきましまして、これまでのように所得維持のしくは現状維持的な価格支持政策をとつていくというところは、単に農業の困難な病患に対してカンフルを打つというにすぎませう。むしろ、これは、やはりここで徹底的にメスを加へまして、その病根をえぐり出さなければならぬ。基本法が通りましても、私は、農業といふものの現状は、一歩も前進しない、極言すればそのように言へるのでないかというふうに考へております。

特に注意を要することは、農業基本法が通れば農業に対して今以上に手厚い保護政策がとられるのじやないかと、よりよいわゆる幻想を農民に与へ過ぎているのではないかと、この点を憂へるわけでございます。もちろん、今後の発展する農業のない手は農民でございませう。しかしながら、その発展の方向に導くものはやはり国の施策であり農業政策でなくてはならないかと

私は思ひます。しかしながら、現在の農業政策は、言つてみれば、子供に買つて与へた洋服がその成長につれてだんだん小さくなつていく、そういうような状態に政策自体が立ちおくれつたのでございませうから、むしろ、農業の新しい方向というものを農民にもっと実際的に指示しになる必要があるのではないかと。また、最近におきまふ政府提案の農業基本法並びに社会党の農業基本法の全面的周知徹底という点におきましては、どちらかといふと、そのよつて立つ思想的な立場に片寄り過ぎており、その論争点がきわめて枝葉末節に過ぎるという感を私たちが感ずるわけでございます。これでは農業基本法に対する農民または国民全般の理解すら誤らせるといふおそれがあるわけでございます。私は、こゝでいさし少しく日本農業の現状といふものを正しく把握された上で、農業基本法の両法案の内容につきましても皆さん方の御努力を重ねてお願いしたいと思ひわけでございます。

まだ問題はいろいろございませう。最後にただ一点申し上げたいことは、これまでの農業政策はきわめて保護政策でありました。先ほどもお話がありましたように、現在の状態で農業生産を上げるというところだけでは農業は救われぬといふことでございませうが、これは私も同感でございませう。ただ、農業の生産の増大が農家の所得に結びつかないという点については、私はいささか異論がございませう。と申しますのは、農業生産の増大というものは、農業の現状のままにおきまして生産を増大するといふことは、確かに農民にとりましてもまた日本の経済

にとりましてもきわめて大きな損失でございませう。たとえば、現在の麦の状況を見ましても、これは端的に現われておるのではないかと申します。そうした矛盾と申しますか、そういうマイナス面がなぜ出てくるかという事は、やはり価格政策にかかっているからでございませう。もちろん、農業の生産というものは、やはりその反面においては価格政策を重視しなければなりません、しかし、その価格政策が単に価格を支持するという事であつてはならないわけにございませう。また、農業の生産というものは、単に生産性を引き上げるのではなく、労働面における生産性の増大でなければ所得向上には結びつかないわけにございませう。その点において、やはり、政府のお考えになつておる法案の最初的前提条件として、たわれております農業人口の減少という事は、今後の農業の状態を改善していく上において当然避けられない、もしくはむしろ積極的に行なわなければならない施策ではないかというふう

に考へるわけにございませう。さらに、農業の生産並びに価格という事がやはり構造を改善する上において一番重要な点にございませうが、その場合、たとえば全農家のうち自立可能な農家がたゞ一割しかないといつたとしても、その価格政策はあくまでもその一割の自立可能な農家の経営の中から割り出した農作物価格というものを取り上げなければ、日本の農業といふものはいつまでたつてもひとり立ちにはできません。また、農業の近代化も行なえないのではないかと申します。たゞし、その場合、残された自立不可能な農家のいゝゆる

生活権というものは、単なる価格政策のような経済政策としてではなく、別途な方策が必要でございませう。これを価格政策と混同いたしませんと、現在のような矛盾と困難をさらに増大するのみにございませう。ですから、私はあえて申し上げますが、農業人口の削減というものは決して貧農切り捨てではございませう。むしろ限界生産費の価格まで補償するような価格政策をとること自体が、富農を益し、貧農をいたすに貧農としてとどめさせる政策ではないかと思ひます。その点十分お考えになりまして、現在出されております農業基本法の内容につきましても一度御検討願ひたい。私はあえて政府案に賛成の意を表するものでございませうが、この政府案におきまして、やはり価格の面におきましては多分に後退の様相があるのではないかと、特に農業基本法を制定する上におきまして、当面問題となつておりますところの現在の食糧管理制度というものの何ら手を加えようとしておらないことにつきましても、私は政府案について非常に不満を持つてございませう。

現在の食糧管理制度自体も、農業の近代化の足を引っ張つてゐる重大な制度ではないかと思ひます。さらに、いま一つは、いゝゆる農業に対する資金の問題でございませう。農業を近代化すると申しましても、現在の土地と労働力だけで農業がはたして近代化されるかどうか。やはりこれには資本といふものがかかりませう。ところが、両法案ともに、農業に対する資金という面では考え方がきわめて薄いと申します。たゞ、社会党の案では、いゝゆる

る価格政策で農業を生かしていこうという考え方が強いわけにございませうが、価格政策に要する国の財政支出をもつと別の面から農業の資本拡充という方向に使われた場合、この効果ははたしてどちらが大であるかということ、これはおのずから比較すればわかることではないかと思ひます。従ひまして、私は、いゝゆる農民に迎合的な農業基本法、これはむしろ政府案よりも社会党案の方がきわめて迎合的であるということをお願いしたいと思ひます。

あまり時間もありませんから、この辺で打ち切りしたいと思います。ただ、一つ、最初に申し上げましたように、現在農業が置かれております状態というものは、もうきわめて差し迫つた問題でございませう。政策転換といふものは一日も急がなければならぬ。従ひまして、この農業基本法をこの国会で通すといふことは、やはり国会議員の皆さん方の大きな使命の一つではないか、そのように考へる次第でございませう。(拍手)

りて御質疑をお願いしたいと思ひます。網島正興君。

○網島委員 私は、時間の都合上大島教授が先にお歸りになるといひますから、大島教授にお尋ねいたします。なるほど、土地のむやみの造成は金はんんどとかかつて農業近代化に反する面も起り得るという御意見はごもつともですが、これは程度の問題でございませう。三百万町歩も作るというよりなことになる、ごもつともだと存じます。ただ、土地は御承知の通り毎年つぶれて参ります。これを補うだけのものはどうしても造成しなくちゃならぬといふことは御了承願ひます。次に、私どもの政府提案の生産性向上と所得の確保という点について、生産性をむやみに向上していくことは、所得がかえつて減減するおそれがあるといふ、それはさういふことはございませうが、この法案においては、第二項の第一の号に、選択的拡大といふことで、需要のふえるものはこれを転換をせねばしうがない、外国産と競合するものについてはこれをできるだけ合理化していく、こういうことでございませう。政府提案のうちの所得の向上といふことは選択的拡大の線に沿つてのこととございませう。同一法文でございませうから、この増産、向上といふことは、選択的拡大を前提として、さういふ内容を持つて書かれておることと申します。先ほどは何かばらばらなもののように御意見を伺ひましたが、御見解を重ねて伺つておきませう。

○大島公述人 それでは、今二点御質問がありましたから、簡単に申し上げます。

第一点は、土地の造成の問題でございませうが、私が申しましたのは、壊滅地の方をふやすといふのは当然のことと申します。もちろん、生産力がうんと上がりますと、少ない土地でたくさん生産物がとれますから、それでけつこうなんです。私が疑問を提出したのは、土地造成を積極的に行ふといふことを言わないで、他方自立農家を育成するといふことになりまして、どうしてもそこに土地の移動が起らなければいけないわけにございませう。土地の所有権ないし使用権の移動が起らなければいけない。ところが、土地の価格は御承知のように、ほとんど上がつていく現状にある。従つて、さういふ点をお考えになつて自立農家といふことを考へなければいけません、さういふことを私は申し上げたのであります。それから、第二点であります。私の言つたことが何か生産性の向上といふことと所得の増大といふことをばらばらに言つておるうちに、さうおとりになつたといふお話でありますけれども、私は、生産性の向上といふことは、これは、もちろん、国民経済の立場から見ましても、生産性の増大はしなれば所得の増大は起きない。これははる當然なことなんです。これはわかつてゐることでございませう。ただ、生産性の向上をやつておいて、ほかに価格とか所得補償といふふうな手当をしない、農家といふのは一般の大メーカーと違ひまして、たゞ働いて物

を売って、自分の労働の所得を得ているだけなんですから、そういう点で特別の配慮がないといけない。選択的拡大で、牛乳がほとんど売れているから増産すれば所得は上がるかといいますが、なかなかそうはいかないです。御承知のように、牛乳を作っている酪農家というのは、一日当たりの労働所得にしますとわずか二百円から三百円です。そういうふうな非常に少ない労働所得しかできない。ただ需要が伸びたからそのものをどんどん作れば所得が伸びるというわけにはいかないものであります。そこに私はやはり労働の所得補償ということを考えてもらった方がいいんじゃないか、こういうふうに申し上げたわけでありまして、

○網島委員 実は、大體法文は読んでいらっしゃるのと思つて質問をしておりますから、私も法文を読んで質問をしておるんですから、何も知らずに別なことを言つておるようなお話はちょっと閉口するのですが、この法文の中には第二條の……(自分が読んでないんじゃないかと呼ぶ者あり)よけいなことを言ふな。第二條の一項の第四号の中に、流通の合理化、加工及び需要の増進ということを書いてあります。よろしゅうございませうか。さらに、第五号の中に、交易条件の補正と価格の安定、所得の確保といたつことをあわせて行なうようにしております。

この基本法は、御承知の通り、これは基本法でございますから、この基本法の目的としておることを具体的に経済効果をあらしめ社会効果を発生せしめるためには、他の多くの法案が必要でございませう。それには具体的なものをみな織り込んでおる。たとえば、農林

委員会にかからない小都會造成のようなものも考えておる。各府県に中都市を作る。あなたのお話によると、自営農を作るのにはどうしても土地を統合しなければいかぬというが、必ずしもそういう必要はございません。しいてやる必要はございません。それは、自営農家であるもの、もしくはそれになることのためによい条件を持つておつて、たまたまそうなるようなものは、それはそれをなるべく好ましき形として維持しようというところを書いてございませうが、さてそれではどうして自営農家を作り上げるかということ、他の土地を取り上げるのか、そういうことは一つもございませう。(どうするのだ)と呼ぶ者あり)よけいなことを言ふな。

○坂田委員長 静肅に願います。——静肅に願います。——

○網島委員 何もそんなことは書いてない。(自分の法律を読んではいけないじゃないかと呼ぶ者あり)よけいなことを言ふな。法律にはそんなことは少しも書いてない。自営農家を育成するようにと書いてある。

「政府案を読んでもろ」と呼び、その他発言する者あり」

○坂田委員長 静肅に願います。——静肅に願います。——

いませう。それは当然の流れに従つて流すだけのものではあつて、決して早急にこういふことを作ろうというのではございませう。たとえば干拓をするといふようなものについては基準的にきめて参りましょう。すでに人が所有しているものをどうして取り上げるなんということをいたしましょう。そういうことでございませうから、この点に対しては誤解のないようにしておいていただきたい。どうも、私も聞いておるといふと、ことさらに言われたような気がするんですよ。(発言する者あり)どうもことさらに何か言われたような気がするので、倍増計画というものは、必ずしもこれとは不可分のものじゃない。

それと、もう一つ申し上げたい。この基本法というものは、わが党が倍増計画を作つたから農業をこうするのだというところではございませう。それは当然なこと、農業といふものは当然ここで一かどの作り方をしなければならぬことになつたから、基本法ができるという法律を作つたので、倍増計画の付属法ではございませうから、倍増計画に出ておること、もしくは審議会の意見であつたというふうなことをもつてこの法案の骨子を決定づけてのお話、少し私は受け取りがたいのであります。この法案はこの法案として、私どもは審議して参るのであります。それに対する御意見をちよつと何つておきます。

○大島公述人 いろいろ御説を承りまして、ありがとうございます。その最後の点から最初に申し上げますと、この法案は所得倍増計画の付属法案で

はないから、お前の言つてゐるのは見当違いではなからうかというお話であります。それは、もちろん、倍増計画とこの基本法案が不可分一体のもの、全く同じものと思つておられます。全く同じものと思つておられます。少くとも責任のある政府の所得倍増計画の農業近代化小委員会が発表して、しかもその解説本まで政府の役人が書いておる。その内容をよく調べまして私の意見を述べたまででありまして、また、その百万戸ふ

やすという倍増計画を私は批判したのではないのであります。耕地の移動というところが行なわれる場合には、どうしてもそこに土地問題というものが起るから、そのことをよくよく検討した上で審議をなすつて下さいというふうに私は申し上げたわけでありまして。(網島委員)そんなことはわかつております(と呼ぶ)そんなことはわかつておられれば、ちよつとも差しつかえないわけでありませう。

○坂田委員長 藤田義光君。——

○藤田委員 時間がございませうから、一、二点だけ伺ひたいと思います。まず第一点、農業問題を論ずるにあつては、どうしても土地という問題を離れては考えられぬ、全く御同感です。ところが、両案を比較いたしました。自民党には新しい開墾、未墾地の開発等の問題に關しましてあまり積極的な配慮がないじゃないかという意味の御発言がありました。学問的に検討しまして、第二條の第一項の第二号、土地及び水の有効利用及び開発という表現は、これは新規開墾を予定しておる規定とわれわれははつきり解釈いたしておるわけですが、この点に關しまして、比較的問題はございませう。

うが、政府案の中にもそういう予定があるといふことを大島先生御理解願ひたい。御意見があれば伺ひたいと思ひます。

次に、社会党がこの四月三日に出した一番新しい「池田内閣と対決する社会党の農業政策」といふもの、これは出たばかりで、社会党の一番新しい資料ですから、これと先生の御発言と関連してお伺ひしますが、社会党は、大體農業——第一次産業と第二次産業を将来三分の一ずつにするといふことはつきり公約しておられます。そうしますと、農業人口といふものが、大體われわれが予定しておる線に落ちつく。数字的には全く同じ結果になるわけですが、これを池田内閣がやれば貧農切り捨てであり、社会党がやれば貧農救済になるという結果になつておるといふことも御理解願ひたい。ただ、私は、新規開墾三百萬町歩という問題も、方向としては一應理解しますが、この中に予定している財政金融措置を見ますと、三百萬ヘクタールの農地造成に對しまして十年間に二兆億円、それから土地改良に對しまして十年間に七割を終わる、そのために一兆億円、合計三兆億円を使うのだ、そのほかに、農林漁業資金として二兆億円、それから、農業協同組合の系統資金から十年間に二兆億円、合計して七兆億円を出すといふことを言つてゐるのです。そうすると、年間平均にしますと、一年間に七千億圓を農業資金の全部じゃない一部に投ずるといふ計画になつております。今日の国民所得からしまして、こういう痴人の夢みたような財政計画で社会党が基本法を出されておるといふことに相當冒險があるのではないかと

は、政府案の中にもそういう予定があるといふことを大島先生御理解願ひたい。御意見があれば伺ひたいと思ひます。

は、政府案の中にもそういう予定があるといふことを大島先生御理解願ひたい。御意見があれば伺ひたいと思ひます。

は、政府案の中にもそういう予定があるといふことを大島先生御理解願ひたい。御意見があれば伺ひたいと思ひます。

は、政府案の中にもそういう予定があるといふことを大島先生御理解願ひたい。御意見があれば伺ひたいと思ひます。

は、政府案の中にもそういう予定があるといふことを大島先生御理解願ひたい。御意見があれば伺ひたいと思ひます。

は、政府案の中にもそういう予定があるといふことを大島先生御理解願ひたい。御意見があれば伺ひたいと思ひます。

は、政府案の中にもそういう予定があるといふことを大島先生御理解願ひたい。御意見があれば伺ひたいと思ひます。

大島先生の新しい開墾の必要性を私も一応納得はしますが、社会党はそういう財政的な裏づけをしてこの案を用意しておるといふことを御承知かどうか、この二点をまずお伺いしたい。

○大島公述人 第一点は、つまり、政府案の方でも土地造成を積極的に行われるという、そういう意味を含めておられるのだというお話でした。それならば、そういうふうにはつきりと、実農家の育成のためには、たとえば国有未墾地を百万町歩なら百万町歩開放して、これをそういうふうな土地拡大に充てるとか、あるいはそういう、少なくとも付帯法案にでもそういうものが無い限り、ただ抽象的に土地利用の増進だとかそういうふうなことだけでは、とうてい一般の人には、少なくとも私のようにあまり国会の内容に通じない者には十分に取れなかつたわけでありまして、そういう点について、私が申し上げたように、そういう意向があるものでしたら、むしろそれを積極的具体的に書いてもらいたい、こういうふうな申し上げたわけでありまして。

それから、もう一つの、社会党の最近のパンフレットのことでありまして、私まだそれを読んでおりませんが、どうも社会党の方には相済みませんけれども、実は読んでおりませんので、どれだけの財政計画をやっているのかというところはわかりません。ただ、その場合に、金額の問題をとまかくといたしまして、私は、一般論としてはこういうふうな考えておるので、それは、土地造成の必要があるというところは、現在の日本の農家、農業の現状からして、これはどうしても必要である。それから、土地造成をする

からには、その土地造成に伴うところの費用というものと、それを農家が利用して、そうしてそれによって生産される農産物の価格というものを比べまして、経済的に国土開発ができるように計画を立てるべきだ、こういうふうな考えております。もしも二兆の費用をかけて、それによって三兆、五兆の生産物ができるとなれば、その計画はけっこうであります。また、それを十年間に二兆、一年間に二兆、あるいはそれをもう少し引き延ばしてこれを利用していくのもけっこうであります。問題は、その金額ということよりも、私は、これを経済的に土地の開発を行なう、土地造成を行なうことが基本問題であると存じております。

○藤田委員 その第一点は、社会党の法案にも具体的に何もうたっていないのです。この基本法に基づく農用地の拡大という表現を抽象的に使っておるのであります。三百万ヘクタールという数字的な表現はないわけですが、その点は大体同工異曲であるということをお断り願います。

第二点に對しましては、現在の自衛隊を平和国土建設隊にして三百万ヘクタールをやる、また、土地改良を十年間に七割やるという計画でございまして、この自衛隊を平和国土建設隊にする問題等を見ましても、なかなか現実的でない。野党の気安さから立案されておるといふこともやはり御理解願います。

それから、最後にお伺いしたいのは、これは大島先生の公述にはございませうでしたが、社会党案の一つの軸心になつてゐる問題は第九条でございませう。農地はこれを耕作する者の所有に

所屬させる、しかし自主的に共同的保有に移行させるように指導するといふ表現がある。この前段と後段は、矛盾しておるんじゃないかといふことに對しまして、この耕作する者の中には農業生産組合を含んでおるといふことになりましたと、社会党の第九条は、仮面をぬけば、大前提としてほとんど全部を共同化する、共同所有させるといふ原則です。ところが、社会主義の一番根本の農地の集団化といふのが世界各国で大失敗しておる。そういうときに、この提案者代表の北山君、こういうふうにばな勉強家が、世界の趨勢に逆行した、非常な失敗したといふ所有形態の法案を出したといふことに對しまして、先生に何かお考えがあれば、この機会にわれわれの勉強のためにお聞きしておきたい。

○大島公述人 それでは、私は実は時間がないのでありますから、今の点について簡単に私の考えを言っておきます。

社会党案の中で、土地の個人有とそれから共同保有といふことは矛盾せぬかといふお話ですが、私は、この共同経営とかあるいは集団経営といふものがあると思ひます。非常に初歩的な、田植を共同にするといふふな共同作業から、あるいは今愛知県で行なわれている共同栽培、これは非常に成功しておりますけれども、共同栽培とか、そして、さらに進んでいって、土地を今度はお互いに出し合つて、経営までは一緒にしないけれども、共同に作業をするといふ問題も

あります。これは、おそらく、社会党の提案した方々でも、一挙に共同所

有といふふうなところまで持つていくといふふうな空想的なことはお考えになつておられないのだと私は想像しておるのであります。そうでないと、実際は現実的には共同経営といふことは成功いたしませんから、そういう点で、私は、一口に共同経営といひまして、いろいろな種類と形態と段階があるものでありますから、そういう点は政治家の方で十分に具体案をお練りになつた方がよいのではないかと、いふうに考えておるわけでありまして。

○坂田委員長 大野市郎君。○大野(市)委員 今のお話を承つておるとか、あるいは、政府の所得倍増計画が発表されたので、これがお話の面になつておることとか、あるいは、農地増大をやるならその計画を法案に示すべきであるとか、あるいは、もう一つ、生産性の向上と所得増加はイコールでないとか、承つておりますと、大へんその辺が弾力性がなくて、もうすでにおきめになつてものを論じておられるように私も印象を受けましたので、特に問題は、所得倍増計画の閣議決定の問題が委員会でも問題になりましたが、これはあの別紙をお読みになつておられましょか。

○大島公述人 私はまだ読んでおりませんですけれども……

○大野(市)委員 そういう重要な別紙をつけまして、われわれは、所得倍増計画に對しまして、その審議会の答申は答申として、われわれ国会は農政の行き方に対して独立した権限で進めるのでございまして、あなたの前提になつた、土地の造成をしないとか、所得倍増計画に基づくとか、

あるいは生産性向上、所得倍増の増加の方程式とかいふ問題に對しましては、ぜひ、そういう固定的でなく、一つ弾力性を持つて、この基本法を進めたいといふ農民諸君の熱望を御理解をいただきたいと思ひます。

お時間がないのでありますから、これだけ一応伺つておきます。

○大島公述人 簡単に私御返事いたしますけれども、私の言つたことが、何か初めから結論を出してそれに縛られて、非常にきこなく、身動きのできないような議論をしたように受け取れますけれども、私もこれで学者の端くれですから、やはり、そのためには法案も読みますし、ゆつくり考えてみたわけでありまして。その考えた結果を、私ははつきりとした形で結論を述べたのが、それは明確な結論ではないのであります。その点を私が申し上げたのが、何か意見が違ひるので、どうもお前の頭は少し初めからきめてかかつておるのではないかと、いふうにおつしやるのは、私は少し心外であります。われわれは、いろいろな材料を集めてそれから結論を出す。

それから、内閣決定の何かの文書といふふうなことがありましたけれども、私の方にはそれがなかなか手に入らない実情でありまして、そういうものがありましたら、どうぞこれから送つていただければ、いろいろと参考にしてみたいと思つております。

○坂田委員長 次は、芳賀貢君。○芳賀委員 最初に大坪公述人にお尋ねしますが、われわれは、大坪さんが農業会議所の事務局長であるという判断が非常に強いので、先ほどの御意見も事務局長として述べられた面も相

当であると理解しておるのです。それで、まずお伺いしたい点は、農業会議所はわざわざ全国の会議所の会長会議を開いて、政府案をうのみにして無条件で政府案を即時成立さすべきであるという決議なるものが行なわれたのですが、これはちよつと軽率に失するのじゃないかというふうに率直に考へておるわけですね。もちろん、会議所は政府から補助金をもらつて補助金だけで暮らしておるのですから、時の政府からかてをもらへば忠実に協力しなければならぬと思ふことは情義的にはわかるが、しかし、このような農業の憲法とも言ふべき重大な法案が、しかも政府並びに社会党から相当質問にも内容の違つたものが出ておる。しかし、決して全国の農民は政府案だけを百パーセント支持しておるといふことではないのであります。従つて、農業会議所の下部の構成も両論にわかれるといふことはやはり常識的な判断でありました。従つて、この際無条件で御用機関的に何があつてもこの国会で通していただきたいという根拠はどこにあるのか、その点をまずお伺いしたい。

○大坪公述人 ただいま、全国農業会議所はなぜ会長会議において政府案を基本として慎重審議の上農業基本法を今国会において成立させてほしいという決議をしたか、こゝういふ御意見のようでごさいまするが、先ほど申し上げましたように、全国農業会議所といたしましては、今日まで四年間にわたりまして農業基本法の制定促進の運動を展開して参つたのでございませう。その結果、われわれの要望しております事項につきましては多くの事柄について政府案において取り上げられた。しかも、今日の農業の情勢に照らし合わせまして、農業の基本的な目標を一刻も早く確立してもらいたいという念願から、そういうような趣旨でわれわれの要望も相当取り入れておるのをごさいますので、この際ぜひこの国会において成立させてほしいという決議を果したしたのでございませう。これは何れも農業会議所が政府から補助金をもらつておるから御用であるといふようなことでは毛頭ないのでございませう。これは、全国農民の——もちろん、たくさんの方々の農民がおりますから、その中には多少意見の違つた方もおられるといふことは当然でございませうが、多くの農民が一致して農業基本法の制定をいふものを要望しておることは確信をいたしておるのであります。そういう意味合いから、本国会において成立させてほしいという念願のあまり、決議をいたしたような次第であります。

○芳賀委員 農業会議所はとにかく三十七年度以降の予算を取るために基本法が必要であるといふ非常に割り切つた考へ方に立つておるわけですね。それで、先ほどともういふに述べられました、先ほど、それでは、たとえば三十七年度の国の予算編成の場合、われわれは政府案がそのまゝ通るとは思つておられぬが、かりに基本法が両案いずれかで通つた場合、会議所はこれをただ予算獲得の道具に使うと割り切つておられるわけですね。そういう割り切つた態度であれば、一体、国の総予算の中で農業予算といふものは大まかに言つて総体の何十%くらいを占めるのか、この基本法ができた期待効果があるかといふことは大体見当をつけておると思ふのです。今年度の場合にはわずかに全体の九%弱ですが、この程度では何ともならぬわけですね。われわれ社会党としては、大まかに言へば、国の総予算の大体二〇%程度は農業発展のための施策に向けるべきである、これがわれわれの一つの目標であります。

もう一つ、これにあわせて申し上げたいことは、これは田中公述人にもお伺いしたいが、価格政策以外にむしろこの財政投融資的な金融政策的な面において配慮が欠けておると言ひました。それが、それは、収益性の非常に低い農業に対して特に制度金融を通じて国が金融的な施策をやる場合には、当然利子が安くなければならぬ。収益性が少ないから返済については長期のものでなければならぬ。これはいわゆる長期低利といふものが原則にならなければ農業金融といふものは期待した効果をあげることもできぬことはおわかりの通りであります。われわれは、少なくとも長期低利金融といふものは、金利についてはその中心を三五厘程度に置く、その中で最も高い場合でも五分以上であつてはならぬ、中心は三五厘に置くといふことを基準として、長期資金の場合には一番短かい年限であつても三十年以上でなければならぬ、こゝういふような基本的な金融に対する態度をきめておるわけですね。しかも、今日、御承知の通り、たとえば郵便貯金にしても簡易保険にしても、あるいはことしから実施に入つておる国民年金等についても、これらの国の資金の蓄積といふものは、その大半が、零細ではありますけれども地方の農村から吸収されたその内容を持つておることは当然であります。それが今日国の財政投融資計画の中に於いて全体の

一割程度しか農林金融に配分されておらない。ここに大きな矛盾と欠陥といふものが金融構造政策の中にも現われておるわけでありませう。従つて、われわれとしては、この農民が国の制度の中に蓄積した資金については、今後の農業政策を強力に進めるために、農業発展のために、これは当然農村に還流さすべきであるという原則をきめておるわけですね。従ひまして、この際、国家総予算の中で農林関係の予算といふものは、これは大まかな話になります。パーセントを占むべきであるかといふ点と、それから、農業関係の制度的な金融については、長期低利資金は利子が大体どのくらいで、年限がどのくらいであるべきかといふこと、農民が蓄積した資金についてはこれを原則的に農業発展のため還流すべきであるといふ基本的な考へに對しては両参考人はどういふお考えでありますか。

○坂田委員長 ちょっと申し上げますが、時間の都合がございませうので、質問も答えも両方とも簡潔にお願いいたします。

○大坪公述人 ただいま芳賀先生から、農業会議所は何か予算を取るために農業基本法の制定を望むものだといふふうな御趣旨の御意見があつたのでございませうが、われわれはもちろん予算を取るためにのみ農業基本法の成立を期待するのじゃ毛頭ございませぬ。御承知のように、農業基本法の精神としておりますものは、現下の困難なる農業情勢に對処いたしましたして、国の農業政策の基本を確立するといふこととでございませう。その基本に基づいて、具

行上の法律を制定したい、あるいはこれに必要な予算を計上したい、実はこゝういふようなこととでございまして、われわれは、各般の農業政策を総合的・全般的に実行して参るための基本としての農業基本法を制定してほしい、こゝういふようなこととでございませう。

なお、今の農業経営の近代化資金の御意見につきましては、私も私もいたしまして、農村におきまするいわゆる系統資金の末端までの逆流と申しまして、還元といふことにつきましては、今後各先生方の非常な御努力によりましてそういうことが出来ますように御期待を申し上げたいと思ふのでございませう。

なお、農林予算が国の予算の中に占める割合についてどう考へるかといふこととでございませうが、これは、農業政策といふものが国の全般の政策の上において重要な位置を占めては従ひまして、この予算といふものはおのずから漸次増額をされて参ると思ふのでございませう。私が申し上げるまでもございませぬが、ドイツにおきまして農業基本法が昭和三十年に制定されました以来、今日におきましてはすでに倍額の予算になつたといふことを聞き及んでおるのでございませうが、農業政策が重点化して参りますれば参りますほど、これに必要な資金は当然増額に相なるものだらうと私は考へておるのでございませう。

なお、金利の点につきましては、農業の特質から考へまして、できるだけ長期でかつ低利の資金でなければならぬといふことは、私も私も申し上げるまでもないこととでございませう。

○田中公述人 国の予算と農業予算との関係でございますが、これは、農業の国民経済の中における比率、並びに今後農業を国民経済の中でどう位置づけしていくかということにおいてきまると私は思います。

さらに、ただいまの農業資金、農業融資の問題でございますが、私が先ほど申し上げましたことは、経営の貧困な、零細な規模の農家の経営を助成するという意味では、いわゆる価格政策でその価格を支持することよりも、やはり、経営を合理化し生産を増大する意味での融資と申しますか、そういう経営を助成していくための融資方式をより多くとつた方が好ましいということでございます。そして、その場合、農業融資につきましては、やはり、私も、長期であり、特に利子は低利であること。また、現在とられておりますような、たとえは麦を例に引きまして、価格を支持することにおきまして、いわゆる需要のない生産を刺激するような価格政策は一日も早く改める。それに要する国家の財政資金というものは、農業の基本を拡充する、経営を合理化するという意味でお使いになつた方が得策ではないかということでございます。

○芳賀委員 時間の関係で、お伺いしたい点だけを数点述べますから、両公述人に共通の問題については御兩人からお答え願いたいと思います。

先ほど、田中公述人から、特に明らかに、社会政策は日本の経済構造の背景的なものを忘れておるといふお話がありました。この点は非常に大事であります。それで、問題は、むしろ、一休基本法の中における農業の国民経済

的位置づけというものは政府案なり社会政策の中でどのように行なわれておるかということに十分説いていただかないと、この発言は出てこないわけですね。自民党案によると、明らかに述べられておられますが、その前文の規定等によりまして、農業というものは国民経済的に見た場合には国民経済に從属すべきものであるというような判断が行なわれておるわけですね。これが田中公述人の背景が違つておられる御意見に通ずる点であります。もちろん、われわれは、この国民経済の中で農業の持つ後進性、こういうものは十分認めておる点であります。農業が国民経済の中の基礎的な産業であるというところは、われわれは強く主張したい点であります。この主張点が違つておることによって、從属であるか基礎産業であるかという点において、その全体の構成の中における、また背景との関係における相違点が現れてくるわけでありまして、ここに政府案があくまで農業を從属的な立場に置いて、他産業に負担のかからない、迷惑をかけないような農業に仕立てるというところ、いわゆる農民六割首切り、——最近総理は切り捨てとか切り上げとか言つておられますが、とにかく、自立農業に適しない農家というものを削減する、切り捨てるといふことは、これは間違いない点であります。ですから、こういう思想的な根拠の上に立つて基本法を作るといふことになる。やはり両案の相違点が明らかになつておるので、この国民経済的位置づけについて、田中公述人並びに大坪公述人はどのような判断をとられておるかという点が第一の点であります。

第二の点は、先ほど田中公述人は、この際農業に対する保護政策というものを全面的に捨てなければ、農業が資本主義経済の中におけるいわゆる企業として、利潤のあがる企業農業として成り立つことはできないと、まことに端的な、自民党としてはわが意を得たような御意見がありました。が、そういうことにするならば、何も基本法の必要はないのです。むしろ農業廃止法とか貧農切り捨て法でも出した方が意に沿うわけでありまして、一休、基本法のねらい、あるいは所得倍増計画のねらいが、農民と他産業に従事する人たちの所得の均衡と生活水準の均衡をはかるということが目的であるとするならば、少なくとも、現在対象になる農民の所得が農業の経営を通じて向上し、生活水準が高まるということが、やはり具体的な施策でなければならぬと考えるわけでありまして、われわれとしては、農業の経営を通じて、農民が他産業に従事する人たちと所得の面においても生活水準においても同一水準にこれを向上させるというところに法律のねらいを置いておるわけですが、一休、所得の向上をはかる場合にいろいろ方法はあると思いますが、価格政策を全然取り除いて所得の向上をはかるというものは具体的にはできないと思ふ。生産力の増進の問題であるとか、あるいは価格政策の問題であるとか、消流対策の問題であるとか、いろいろその任務はありますが、少なくとも、その価格政策の面については、これは重要な要素であるといふふうにわれわれは考えておるわけですね。しかも、価格政策を通じてわれわれの企図するものは、農民の自家労働に対しては経営の利潤まで

もこれを計算することはできないが、しかし、この自家労働の賃金報酬なるものは、農業と同一の熟練と強度のものと働いている他産業の従事者との間において共通の所得算定方式によつて農家所得が確保されるような道を開くということに、いわゆる社会党が基本法にうたつておる生産費・所得補償方式の基本があるわけですね。従つて、自家労働と他産業の労働報酬との均衡というものは、やはり同一労働・同一賃金のこの原則を採用する以外にいい方法はないとわれわれは考えておるわけであつて、こゝに明確な価格支持の原則を基本法にうたつてこそ基本法の価値があるのであります。政府案のように、単に生産事情・需給事情あるいは物価並びに経済事情を勘案してきめるというふうな、こゝに主眼性のない価格政策というものは、今日よりむしろ後退するといふことが指摘できると思ふ。このようない価格政策に対する両公述人の御意見、しかも、保護政策は要らない、価格政策も強力に行なうべきでないといふ田中公述人に対する大坪公述人の御意見をもあわせてお伺いしたいのであります。

最後に、もう一つ大事な点はこゝに点であります。

○坂田委員長 芳賀委員に申し上げますが、簡潔に願います。

○芳賀委員 もう一点申し上げたい点は、これは非常に日本の農業発展の上に大事な点であります。自民党の案によりますと、農業生産の選択的拡大といふことがうたわれておられますが、この点は、特に自民党の場合には農産物の輸入自由化といふものを前提にしておることは御存じの通りであります。

ですから、国際的には農産物が自由化の形で入つてくると、国内的には米麦の生産を抑圧するといふ政策をとるわけですね。ですから、国の内部と外部からの農業事情という中において、非常にきびしい圧迫の中で農業の選択的拡大といふものをどういふ形で行なうかというところは、非常に実現性のない問題であります。袋小路に追い詰めるような選択的拡大といふものは、むしろ縮小政策と言つても差しつかえないわけでありまして。

○坂田委員長 芳賀委員に申し上げます。時間の都合上簡潔に願います。

○芳賀委員 その点に対する御意見と、もう一つは、社会党の方は、農業生産の拡大の方向は、一つは農地の積極的な拡大と、もう一つは、国民大衆の消費構造の改善によつて消費の拡大を増進して、それにこたえ得る自給度の向上、需要にこたえるために農業生産の拡大方向をそこに向けるという、この二つの積極的な政策を講ずることによつて初めて長期的な日本農業の発展と農民の所得向上をはかることができるという確信の上に立つておるわけでありまして、この農業発展の方向に対するこのようない具体的な確信性のある政策に対しては、どのようなお考えをお持ちしておられるか、この点に対する御意見を聞きたいのであります。

委員長の御注意がありましたから、もう一言だけ申し上げますが、共同か自立か、これは大事な点です。自民党案によりますと、農業経営の発展の段階といふものを、自立農業といひまして、家族農業経営が最終の到達点であつて、これに到達できないものにつ

いては協業の道を与える、こういう順序であります。この行き詰まった自作農主義を今後発展させるためには、自作農であるいわゆる家族農業経営がさらに歴史的に発展する段階というものは、科学的に見ても学説的に見ても、やはりその高度の発展というものは当然家族農業経営よりも共同化方式に必然的に移行発展するということは否定することのできない点であると思います。この点に対する御意見を伺いたいわけでございます。

○田中公述人 簡単に回答いたします。

質問が四つあったと思いますが、最初の国民経済の中で農業をどういう位置づけで考えておられるかという御質問であります。社会党の案が、私は、歴史的な過程から出発して、今度の基本法案を考えているその思想がそういう点に流れておるという点を申し上げたわけでございまして、事実、社会党案の全文を拝見いたしまして、現在の農業を取り巻いておりまして、この諸情勢の変化というものの指摘に欠けているのではないかと。もちろん、農業というものは、国の経済の中で、特に日本の経済の中で非常に大きなウェイトは占めております。が、しかし、戦前と戦後、さらに最近におきまして、この一般経済情勢の中では、やはり農業部門というものは国民経済の中で漸次縮小されつつある、また、国全体の経済、国民経済をさらに高度に発展させる上においてはできるだけ縮小の過程において考えなければならぬのではないかと、現実的な傾向を私は申し上げたわけでございます。

さらに、第二点の価格政策と所得でございますが、私は、農業に価格政策を全部取り去れと言っておるのではございしません。今のような支持価格制度は間違っておるということを示し上げたいのであります。と申しますのは、やはり、農業の中にも、最近のようにはいよいよ商品生産が進行する過程におきましては、価格政策というものはきわめて重要でございます。特に、農業生産の構造を改善いたしまして、これまでのような八百屋さんの農業経営から、むしろもっと単一的な農業経営というものに進んで参りますと、価格というものはこれまでに以上に重要な影響を農業経営に及ぼすのではないかと。これは言えるわけでございませぬ。しかし、その場合、社会党の考えになつておられますようないわゆる限界生産所得補償方式の価格政策をとるというところは、やはり農業全体の方を誤らしめる、さらには国民経済全体にとつても重大な影響を及ぼすということを示し上げておるのでございまして、むしろ、私は、価格政策は時々々の経済変動に対応するいわゆる安定的な価格政策、いわゆる価格安定制度と申しますか、そういう方向に価格政策の方向を切りかえて、単なる支持価格制度はおやめになった方がよろしいということを示し上げたわけでござい

ます。

というふうな誤解を農民に与え過ぎておるのではないかと、このことを申し上げたわけでございまして、事実、畑作経営その他果樹、畜産におきましては、比較的農業自体の方が政策よりも共同化の方向としては一歩進んでやっております。しかし、現在の水田農業というものを見ました場合、共同化は日本におきましてはこれまでの過程で失敗している例が非常に多い。これは、やはり、共同化することにおいては、共同化の技術というものが先行して確立しなければ、共同化もしくは共同経営というものは非常に困難である。ですから、現実的に、段階として、今の段階では、共同化と結びつけないで、これを共同経営という点で考えた方がいいのではないかと、いふに私は申し上げたわけでござい

ます。

○坂田委員長 大坪公述人、簡潔に願います。

○大坪公述人 第一点の、農業が国民経済に從属しているような、内閣提案の法律案はそういうような考え方ではないかという御意見のようでございますが、私はそういうふうには少しも考えていないのでござい

ます。と申し上げます。

○大坪公述人 次に、貿易の問題でございますが、これは、少なくとも外国の農産物に十分耐え得るような、日本の農業の生産性がそういう段階に到達をいたしますまでは、いわゆる貿易の自由化を軽々に農産物についてやつてもいいまい、かように考えておるのでござい

ます。

○坂田委員長 簡潔にお願いいたします。

○大坪公述人 次に、貿易の問題でございますが、これは、少なくとも外国の農産物に十分耐え得るような、日本の農業の生産性がそういう段階に到達をいたしますまでは、いわゆる貿易の自由化を軽々に農産物についてやつてもいいまい、かように考えておるのでござい

ます。

○坂田委員長 石田有全君。

○石田(有)委員 時間の関係から、きわめて簡潔に伺いたいと思います。

大坪公述人にお伺いいたしますが、政府提案の基本法によりまして、いわゆる選択的拡大という表現が用いられておりますが、これは七百万トンに及ぶ外国農産物の輸入を前提としておることは言うまでもございせんし、また、閣議決定の所得増進計画の四十一ページには、為替の自由化という表現を使つておられますけれども、貿易の自由化を意味していることはこれは間違いないのであります。そういう観点に立ちますと、膨大な外国の農産物の輸入を前提とする。その場合、外国の農産物価格というものはおよそ二割ないし三割五分程度、ものによっては国内価格の半分の程度の値の農産物もある。それを前提とし、さらに貿易自由化を前提とするということになると、この点だけでも、政府提案の基本法の考え方というものは、今田中公述人がはつきりおっしゃつたのであります。が、農業の保護政策をだんだんやめていって、結局日本農業を規制する、こういう法案であると私どもは理解をしておるわけであります。また、価格の点も、あるいは農業用資材等の点にことごとく制約されるわけでありまして、そういうふうなものが国の農業を規制するような基本法であつても、この法案

の早期成立を希望されるのであるかどうか、これをまず一つ伺いたい。

○大坪公述人 ただいま農産物の選択の拡大に関連して質問があったわけですが、これは具体的に申し上げるのが一番手取り早いんじゃないかと思うのでございます。

麦の問題といたしましては、いわゆる小麦と大・はだか麦の問題があるのでございますが、小麦はなお外国から輸入をいたさなければならぬ。従って、これの生産を縮小するということは、

いわゆる選択的拡大ということにならない。大いに小麦の品種を改良し、その生産性を向上いたしましてその増産をはかるべきである。しかしながら、大・はだか麦につきましては、すでに外国から輸入を全部禁止いたしましたので、今日段階においては消費構造が大幅に変更して参りましたので、消費

がない。国内において消費のないものにつきましては、これが輸出がきますれば別問題でございますが、ほとんど消費のない段階になっておるものにつきましては、いわゆる国民経済全般の立場からいたしまして、農家それ自身の所得向上からいたしまして、

より生産性の高い、また需要の伸びる畜産なり果樹なりあるいはてん菜糖なり、そういう方面に転換するということとが骨子であらうと思うのでござい

ます。つまり、そういう趣旨から選択的拡大をはかるについて、総生産量の増大をはかるということが内閣提出の農業基本法案の精神ではないかと思

うのであります。

なお、自由化の問題につきましては、先ほど申しましたが、現在の段階におきましては、いわゆる為替管理法の運用によりまして農産物の輸入を制限しておりますが、万一これがなくな

りまして、農業基本法によりまして、輸入を制限し、あるいは関税を引き上げる等の措置ができるように、そういう規定を挿入していただいておりますのでござい

ます。貿易の自由化につきましては、わが国の農業の進展の度合いとあわせて慎重にやっております。また、かように考えるのでござい

ます。○石田(青)委員 これは理解の仕方でもありますけれども、総理以下農林大臣等の答弁から受けておられるわけの理解の仕方は、日本農業に対する規制法である。この点は田中公述人はずばりと

言っておられます。保護政策をやめて、農業人口の削減をはっきり出しておる、こう言っておられる。総理大臣もそれと同じことを言っておるの

です。農業人口を削減しなければ農民の所得は向上しないと云っている。それから、農業の保護政策をほとんど後退

させておるのはどういふことかというのと、かわいい子供には旅をさせるのだと云っておる。田中公述人の陳述と一

致しておるのです。だから、われわれはこれを規制法だと言っておるのです。そういう規制法であっても、これを早期に成立させなければならぬとい

うお考えであるのかどうかということをお尋ねしておるのです。これは時

間の関係がありますからあとでお聞きいたします。

次に、田中公述人に農産物の価格の問題についてお尋ねするわけですが、

生産費及び所得補償方式というこの支持価格制度は行き過ぎではないかという御意見のように伺ったわけですが、い

ろいろ議論があると思うのであります。特に、田中公述人は、二・五ヘクタール程度の自立経営農家の規模にお

ける標準価格を定めるべきだと言っておられる。現在行なっておる生産費及

び所得補償方式は、御承知のように、生産費はオール生産費を見ておる。所

得は農民の自家労働を適正に評価しておるのです。これは規模によつてい

いのです。現在行なっておる生産費及び所得補償方式でこのまま参りますと、農業経営が機械化し、近代化し、

合理化していきますと、実は生産費はどんどん下がっていくのです。おわか

りでしょう。そうすると、今までのような算定方式を維持継続いたしました

も、農民の所得が総体的に大幅に減っていくことになるのです。これは、た

とえば勤労階級は一年間に二百八十日ほど労働するけれども、農民の一年間

の勤労日数は百八十日程度しかやっておらない。そういう面において都市の

労働賃金とバランスした賃金で計算して参りまして、そこに非常に農業の

弱さがあるのです。ですから、その政策だけを続けていくとすれば、農業とい

うものは立ち行かない状態になるのです。それでもなおもつと立ち行か

ないようにしなければならぬという御意見のように実は伺うのであります

が、その点はどのようにお考えになっておられますか。

○田中公述人 最初の御質問と次の御質問は関連を持っておりますので、一

緒にお答えしたいと思います。

私は、農業を規制するというふうには申し上げていないわけでありませ

う。農業を近代化するための、やはり国民経済の中での農業の位置づけという

のを考えてほしいという点を申し上げたのであります。それに関連しまして

でありますが、しかし、価格政策をその限界生産地的な、どうしても生産費

のペイしないところに価格水準を置くのでなしに、かりにそういう農家の保

護ということになりますと、これはそ

の経営を保護することではなくて、農

民の生活権を保護することでございますから、価格政策でなく別途の政策が

必要ではないかというわけでございます。たとえば社会保障的な政策も、そ

うした貧困な零細な、そういう価格政策の面では救い上げられない面の農家

に対しては、そういう別途の政策で人権的な救済をするというふうには

きりと分けていただきたいと思います。保護政策

そのものが悪いとは私は申しません。保護政策を価格政策の中で全部取り上

げるといふことについての意見を申し上げたわけでございます。

○石田(青)委員 大坪公述人に、先ほど答弁を保留してありますので、もう

一つの点を具体的な例をあげて申し上げたいと思

います。政府の基本法の中では、農産物価格を安定すると言っているけれども、ど

こへ安定してどういふふうになるかというのでなく、算定方式も何もなく、ただ

安定する、こう言っている。その前段に、生産事情需給事情と言っている。需給均衡価格を意味するものがあそこ

に相当入っているわけですから、そこ

が、私がさっき指摘したように、外国との貿易の関係から見た場合に、たと

えば乳製品がここの夏場は相当逼迫するだろう、品不足を告げるだろう、

暴騰するおそれがある、そこで政府は千五百トンほどの乳製品の輸入の手

はずをしているわけです。そういうこ

とになりますと、一体需給均衡価格

○大坪公述人 石田先生の御質問でございますけれども、いろいろの事情を十分御存じの上の御質問でございますから、簡単にお答え申し上げたいと思ふのでございます。

また第一に、農業生産の縮小再生産になりはしないかというような話でございしますが、内閣提案の農業基本法におきましても、生産性の向上、もちろん農業人口それ自体は今後減少をしておきましようが、一人当たりの、また時間当たりの生産性というものをででるだけ引き上げる、そのことによって総生産を増大していこうというのが農業基本法の趣旨でありまして、決して縮小再生産というものを所期しているものではないということは、もう御存じの通りと思うのでございます。

次に、価格の問題についてでございますが、なるほど、外国農産物と競合関係にあるものにつきまして需給均衡を大きな要素として取り上げるといふことにつきましては、今先生のお話

期成立を希望されるかどうか。

○大坪公述人 従いまして、今申し上げましたような趣旨でございまするか、今国会においてぜひとも本法案が成立するように御努力下さるようにお

願ひ申し上げる次第であります。

○坂田委員長　角屋堅次郎君。

○角屋委員 自民党の方から推薦をさ

れまた大坪公述人と、もう一人、田中公述人でしたかの御意見を聞いておりますと、同じ自民党の推薦でございますけれども、いろいろな面で対照的な点が出ておるかと思うのであります。たとえば、価格政策の面、あるいはまた、農業政策基本に関する面、あるいは食糧制度等の面、いろいろな面で、基盤がだいぶ違った見解が述べられておるといふように私は受け取っておるわけでありまして。そこで、数点についてお伺いをいたしたいと思うのですが、これは食糧制度の問題であります。過般池田総理に緊急の出席を求め、私の方から、所得増増計画の中に

○田中公述人 私は個人としての意見を申し上げておるのでございますので、その点どうぞお含みおき願いたいと思います。

食糧管理制度について先ほど触れましたが、現在農業基本法をなぜ制定しなければならぬかという点にこれはかかっています。かかっているものと思ひます。と申しますのは、現在までとられてきました農業政策のいわゆる柱と申しますか、支えと申しますのは、食糧管理制度と、さらに、戦後の農地改革に基づきますところの農地法による自作農維持主義と申しますか、この二つが、現在の日本の農業政策の大きな柱ではなないかと思ひます。この柱、この政策が、あなたがち間違つてゐるとは申しませせんが、時間の経過と、並びに農業を取り巻きますところの国内外の諸情勢の変化ということを考えました場合には、やはり何らかの改善は正を行なわなければならぬ。このままの、かつてののままの政策、制度をそのままおとすことになるということは、やはり、新し

私の意見を申しますと、なぜ食管制度が悪いのか、と言うとまたこれは極端なことになります。食管制度が悪いといふのではなくて、現在の農業基本法が目的とするところの農業の生産構造を改めていく上において、現在食管法に基づいてとられておりますところの価格政策その他のやり方が、いわゆる農業の生産構造を改善する上の障害になっているというふうに考えているために、これの改廃なり是正を私は希望しているわけでございます。特に、これは、米麦を例にいたしまして、麦の場合にはつきり現われておりますが、さらに、米につきましても、やがては麦に近い状態が私は現出すると思うのでございます。もちろん食糧の需給の将来の見方というものはいろいろございますが、しかし、われわれ年代以上の食生活、さらに新しい時代の人たちの食生活というものは、内容においてずいぶん変わってきております。今後の国民の増加から言いましても、やはり、現在米についてとられておりますいわゆる食管制度というものは、私は、直接米の過剰生産につながるのだらうと思います。その意味においては、食管制度は何らかの形で早晚改善

○角屋委員 構造改善の政策に関連しての問題であります。先ほど大島公述人から意見の出たおつた問題でありますけれども、自立農家をこれから十年間に百万戸程度を作ろうという、そういう場合の農地の問題がどうか、あるいは農地造成との関連がどうかという問題が提起されておつたわけでありますが、今度の政府の農業基本法の構想からいくならば、当然経済の高度成長ということに依存をしながら、いわゆる農業から他産業への人口移動というものに大きな期待を寄せつつ自立農家の達成をやろうというわけですけれども、最近のアメリカのドル防衛の問題や今後の国際経済の推移、あるいは日本経済のこれからの成長の度合い、こういうようなものを十分にらまないと、今言つた自立経営の問題にいたしましても、これが所期する方向へいくかどうか。ことに、農地の移動そのものについては、耕地を手放すということについての農家の潜在的な今までの根強い諸問題等も十分考えていかなければならぬわけですが、これらの自立農家の達成の場合について、いわゆる農地造成との関連も含めてどういうふうに考えておられるかという点を、特に田中公述人からお伺いしたい。

○田中公述人 農地造成の点でございますが、現在農基法がねらつておりますところの構造政策が進めば、現在の

農業の耕地というものは、現在よりそれほど拡大する必要はないと思えます。それは、現在の日本の農業の生産力を現在程度を前提にしてお考えになった場合に、単に所得を經營規模の拡大によって増大するという面から農地の増大というお考えが出てきたのではないかと思えます。また、農業基本法の目的が単に所得を増大させるというふうな最終目的に飛躍し過ぎたお考えをおとりになっているもので、端的に經營面積の拡大と農地の増大というものが結びついて出てきているのではないかと思えます。しかしながら、基本法の目的とするところは、もちろん、所得の増大、均衡、他産業と所得を均衡させるということが最大の目標ではございますが、その段階としては、やはり生産性を引き上げ、一人当たりの労働生産性を高め、まして所得を増大させるという方向に向かいますと、先ほど申し上げましたようなカンフル的ないわゆる保護政策的な考えが強く基本法の中に織り込まれてくるお考えがあるというふうには私は考えております。たとえばこれは技術の問題との関連もありますが、現在の農業生産力を高めるといふことを単に農地の造成、農地の拡大のみに片寄って考えるということに対しての私の考えは違うわけでございまして、むしろ単位当たり面積の生産量の増大、さらには単位当たり面積の農業、いわゆる労働生産性の向上、そういう面から究極の目的であるいわゆる農業所得の増大という方向に結びつけて考えているわけでございます。

○坂田委員長 角屋君にちよと申し上げますが、時間もなすから、簡潔にお願いします。

○角屋委員 総選挙の際の自民党の打ち出した所得倍増の問題でありますけれども、特にこれが農業部面かどうかというふうな問題については、かねて衆議院の予算委員会あるいは本農林水産委員会でもいろいろ論議されたわけでありまして、第一産業における経済の成長というものはせいぜい年率二・八%ないし二・九%。こういう形でいけば、大体十年間に二三%程度にしか増大をしない。そこで、農業人口の大幅な減少というところを見込んで、せいぜい五割をちよと増す程度というふうなことは、この点については所得倍増というところは農民の場合には期待し得ないというところをはっきり政府自身も認めているわけですから、田中公述人の意見というものは、今のような農地造成その他の問題も積極的に考えない、また、所得政策については、いわゆる自立農家に中心を置いた、そこで出てくる政策等にもとを置いた価格決定、いわゆる経済合理主義というものを農業の場合に貫いていくという、そういう基礎に立っていると思ふ。そういう場合に、いわゆる農業と他産業との所得格差がますます拡大をしようとしておるといふことが農政上の大きな問題になっていく、この問題をどういうふうに打開をしていく道を求めるのか、これが一つの問題だと思ふ。

さらに、所得倍増計画の中でも一つ問題になった点は、例の十六兆一千三百億の行政投資の計画の中で、農林水産関係の行政投資はわずかに一兆円しか予定してない。この問題が非常に問題の一つの点になったわけですから、これも、この点については、政府は、これは

は単なる参考であるとか指針であると言つて逃げましたが、しからば具体的なプランがあるのかということについては、何も答えない。こういう実態にあるわけですが、今後の農林予算なりあるいは特に行政投資面についてどういふ考え方に立っているかというところか、その辺のところを一つ明らかにしていただきたいと思います。

○田中公述人 簡単に申し上げます。最初の質問の趣旨がちよとわかりかねる点もあるのですけれども、私はこう思ふ。農業生産を拡大する、いわゆる所得の問題でございまして、倍増計画の中では、十年後経済成長率を二倍と踏んだ場合に、複利計算しまして七・二%という数字が出てきております。しかし、私たちがやりました農林漁業基本問題調査会では、農業の面ではやはり年率二・九%もしくは三%というのが限度でございまして、これは、現在の農業の生産といいますが、農業全体の構造を現状のままにしまして考えた場合には、私は、所得の均衡というところは、はつきり申し上げて均衡しないというふうな考えをしております。これをできるだけそれに近づけるというところが私は目的ではないかと思ふ。これは、私は政府の委員でございまして、私は個人の意見です。それから、そのおつもりでお願いいたします。私も、世界は先進国もしくは中進国の農業に対する考え方を見まして、農業の所得とそれから他産業の所得が均衡するということは絶対にあり得ないといふのは世界の常識でございまして、たゞ、日本の場合、いかにしてその問題を、社会的正義的な観点から、国民全般

のそういう生活水準をひとしく向上させるかというところは、やはりこれは一つの政策ではないかと思ふ。従いまして、農業の場合は、できるだけ他産業に農業を吸収していく。他産業の部門でこの所得を向上させるように吸収していく。単に農業の所得で所得を均衡させるというところは、私自身も、個人の考えでは、不可能ではないかというふうな考えをしております。ですから、さらにその点でもう一点、もしこれを政策的に必要とするならば、これは農業政策ではないわけですから、社会保障政策で単にその差額を農民に支払う、――支払うと言つては語弊がありますが、財政支出をするということしか方法はないと思ふ。これはもちろん極論でございまして、そういうふうな考えをしております。

第二の御質問でございまして、私が再三申し上げておりますのは、それが農業に経済合理性を貫いたらどうして悪いのかというところを一言お尋ねしたいと思ふ。もちろん、全面的に経済の合理性を農業に貫くということとは、現在の日本の農業の現状からして不可能ではございまして、しかし、少なくとも政策としては、やはり合理性はいかなる部門においてもこれは持ち込まなければならぬものと思ふ。単に農業ばかりではございませぬ。中小企業は、農業と同様な状態に置かれながら、直接大企業との競争の面においてやはり敢然としてその経済の合理性と戦っているわけでございまして、ひとり農業だけがそういう保護措置を必要とするということこそ、むしろ私は社会的正義の上においても片手落ちな面が出てくるのではないかと思ふ。

ます。ただ、問題は、おっしゃる通りに、経済の合理性を貫く場合、もしくは構造政策を推進する場合におけるショックがございまして、このショックはやはり他の方法でとりなす方が国民経済全体としてはスムーズに行くのではないかとはいふに考えているわけでございまして。

○角屋委員 田中公述人の農業保護政策の放棄的な見解については、さらに追及したい点もいろいろありますけれども、時間の関係もございまして、最後に大坪公述人にお伺いしたいのです。

御承知のように、これから貿易の自由化等による国際的のいわば農業との競争の問題も出て参りますし、同時に、日本の場合には、農業外の資本力の農業部門への進出という、いわゆる水産資本の上陸作戦その他で宣伝されておりますような農業外資本力の農業への進出、特に成長産業と言われる畜産部門、あるいは場合によっては将来果樹部門ということにも相なってくるかもわかりませんけれども、いずれにしても、これからの成長産業部門に対する農業外資本力というものの進出という問題があるわけですから、そういう状態の中で、農業を営む者が、農業の利益といふものをみずから手取りするのではなくて、農業外資本力に吸収される、そういう部門も十分出てくる危険性がある。これらの問題についてどう対処すべきであるというふうにお考えであるか。あるいはまた、政府原案は、この問題についてはいわば放置の状態だといふふうな思ふのですが、これらの問題に対する大坪公述人の見解をお伺いしたいと思います。

○大坪公述人 貿易の自由化の問題でございしますが、これは、再々申し上げました通り、農産物につきましては、わが国の農業生産性の低さから見まして、今直ちにこの自由化の線に沿うていくということにつきましては、これは非常に慎重に考慮を要すべき問題である、かように私は考えているわけがあります。

次に、農業外の資本の進出の問題でございします。これは、まず農業内部におきましてこれに對抗し得るような措置を強力にとつて参ることが何といたしまして、基本的な要件であろうと思ふのでございします。このために、いわゆる系統資金を末端のそういう施設の方に流してもらう、あるいは農業協同組合等がこれらの資本といわゆる有機的結合をいたしまして、農家がそ

○坂田委員長 大坪、田中両公述人には長時間貴重な御意見を述べたいだきまして、ありがとうございます。
なお、お昼からのときにもお加わりを願えればなおけっこうと存じますが、

大へんありがとうございました。厚く
お礼を申し上げます。

午後二時十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時三十四分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業基本法案について公述人よりの意見聴取を続行いたします。

なお、公述人の発言はお一人約二十五分程度にお願いしたいと存じます。

なお、五人の方からお聞きするのでありますが、一通り御意見を承りましたから質問を続行することにいたしましたと存じます。

秦玄竜君。

○秦公述人 私、秦と申します。私は、きょうは主として政府案を対象にして私の意見を述べたいと思います。

最初にちよつとお断わりしておかねばなりませんのは、私が言いたいと思つていたことが若干午前中に話題に

なりまして、そのために部分的にダブって私の意見を申さなくちゃならない点が出てくるかと思いますが、そう

いふ点は私の意見としてごかんべん願つてお聞き願いたいと思います。

現在日本でどうして農業基本法とい

りのが法案として提出されるようになったか、これは私があらためて説明するまでもないことかと思いますが、

私はこういふふうに考えております。
長い歴史的な過去を持っております日
本の農業、これは主として非常に零細

零細経営というものが、いろいろな意味で一つの限界点に來ているんじゃない

いか。たまたま貿易の自由化というよりなことも日程に上って参りまして、この零細経営、しかも家族労働力を中心

心としたころいった零細経営というものが、何か根本的に考え直さなくちゃならない、日本の農業にとって非常に

重要な問題を提供してきている、という工合に考えられると思います。私、限界点に達していると考えます。

かかるだろうと思いますので、私はそのうちで幾つかの点を特に取り上げて

問題にしたいと思います。

その一点は、午前中にも問題になりました自立経営農家の問題であります。

す。これは私もやはりちよつとことでは私の意見を述べさしていただきたいと思ふ点であります。

この自立経営農家の育成というのと、これは、説明書なんかを読んでみますと、大抵家族労働力二、三人程

度、おそらく二ヘクタール前後の農家というものが自立経営農家という概念だと思います。ところで、こういっ

自立経営農家というものが、よく言われています企業的な農家として考え得る規模の農家であるかどうかといふこと

とがまず一つの点であります。私は、私見を述べますならば、これはあくまでもまだ零細な家族経営の範疇である

と思います。少なくともこれが企業的な農業経営を行なう規模だとは私は考えられないのであります。

私が説明するまでもなく、少し諸外国の例を見てみましても、たとえば西ドイツあたりは非常に零細規模だと言

というように流出の率がふえているわけでありました。しかしながら、反対に、農家戸数が減っているかどうかと申しますと、確かに減ってはおりませんが、〇・三〇というようない減り方でありました。この〇・何がしという減り方は、ほとんど減っていないのと同じだと言えらるかもしれない非常に微少な減り方でありました。この農業人口、農村人口が流出をしているにいかかわらず農家がなげ減らないか。これはもう皆さんよく御承知のことと思いますが、結局、これは、農業だけでは食えない農家、概して零細な農家でありましたが、こういう農家が兼業労働に出ていく場合に、労働賃金が非常に安いといふことでもあります。この労働賃金が非常に安いといふのは、こういう人たちが兼業労働として出ていく場合の出いく先が中小企業がかかり多いといふこと、それから若年労働であるといふこと、こういうこともありますが、もう一つ基本的な問題は何かと申しますと、日本の労働賃金の構造がいわゆる二重構造を形成しているといふことでもあります。一つの例をあげますならば、たとえば千人以下の工場労働賃金を一〇〇といいたしますならば、百人以下ではこれがおそらく五〇%前後であります。ほとんど半分近い労働賃金、そういう二重構造の規模別にかなり激しい二重構造を持っているばかりでなく、資本規模別にも、地域別にも、男女間別にも、また本工と臨時工との間にも、はなはだしい労働賃金の格差を持っているのであります。従って、農村から流れ出ていく労働人口のほとんど大部分はこういう格差の底辺部分に就労する場合がかなり多いのでありますが、この人たちが独立の生計を保てるような労働賃金を確保できない。そこで、兼業労働者は、ほとんど大部分が家計補充的な労働に従事しているのではありません。従って、こういった労働力が出ていく場合には、常に家屋と農地というものを確保しておきます。経営規模を拡大するためにはいろいろな方法があるかと思いますが、新しい農地の造成といふことももちろん一つの方法であるであります。それから、現在こういった兼業農業に従事している人が華家離村をどんどんしていけば、そういう農地を専業農家に集中して集団化していくといふことも可能でしょう。あるいは、もう少し考えられますことは、農地の造成のほかに、いわゆる経営の共同化、この点はあとでまた触れますが、経営の共同化といふようなことも行なわれるかと思ひます。ともあれ、現在可能な点を考えてみますと、かりに日本の賃金構造が二重構造になっている点が根本的に改められるならば、おそらく兼業労働に従事している人は華家離村が可能になると思ひます。

ドイツなんかの例をとってみますと、五百人以上の工場の労働者の賃金を一〇〇といいたしますと、百人以下の工場では八七・八という数字を持っております。これは一九五五年の数字であります。この賃金格差が大規模工場と中小企業工場との間で非常に接近しているのではありません。ドイツの場合には地域的にもかなり接近をしております。そのことが、ドイツなんかの場合には、農業労働が工業労働へ流出していることを非常に容易にして、それ

と同時に華家離村もある程度伴つて、専業農家の耕地の拡大あるいは集団化といふことを可能ならしめているのであります。日本の場合にはその条件が西ドイツなんかの場合と根本的に違つております。そこで、この法案の中にうたつてあります経営規模の拡大といふことを、実は賃金構造だけに限定して申しますならば、それが根本的に改められないと、おそらくそこから出てくる土地を信託して専業農家に持つていくといふような工作は不可能であると私は思うのであります。土地の移動といふものが将来どうなるかはつきりわかりませんが、少なくとも今の状態では、賃金構造なんかが根本的に改められない限りは、土地の拡大、耕地の拡大はそう容易にできるわけではない、こういう工合に考えております。

ところで、一方では自立農家といふのでありますが、将来かりに自由貿易といふものが農産物についても考えられるとするならば、現在のようない自立農家といふものをもし育成していくならば、私は、国際競争力はおそらく、農業に関する限りは日本側の負けになるだろうと思ひます。そういう点から申しまして、現在考えられている企業としての自立農家といふものは、ほんとに企業として育成しようと思ひなれば、もう少し根本的に考え直していただかななくてはならないかと存じております。よく、耕種機なんか、一馬力の一ヘクタールが最も効率的な耕種機の導入の仕方だといふことを言われますが、外国の農業生産の技術なんかでは、大体どの国でも、現在入つてい

ものが中心になっております。そういうのから考えますと、二、三馬力のメリータイラーというようなのを駆使している日本農業は、いわばマニエファクチュアの段階だと言ふことがで

分五厘で十年間の融資をするといふことがありますが、この七分五厘というのは、外国に比べますと明らかに高い利子であります。大体、こういう経営改善あるいは農業構造の改善といふようなことのために貸し付けられている融資の率は、外国は三分程度であります。安いところは二分という金利もありましたが、三分二十年という長期低利融資が行なわれているのであります。農業を、この法案に盛り込まれている程度の飛躍的な改革をしようと思ふ場合に、七分五厘の近代化資金、しかも十年年賦、こういったものが一体ほんとうに近代化資金として有効であり、所期の目的を達し得るような融資であるかどうかといふのに、私は非常に疑問を抱きます。農業の場合には、説明するまでもなく、果実を獲得するためには長い期間を必要とするし、それから、ことに、構造改善といふような農業生産の基盤を固めるには、これはおそらく相当低利の長期の融資を行なわなくては目的は達せられないといふことではあります。その点、私は、こういう基本法にふさわしくない融資の仕方だと思ひます。この融資に関連しまして、これはおそらく同じ金を借りる場合でも中農層以上はかなり信用もありませんので比較的借りにくいでしょうが、貧しい農家の場合にはこの近代化資金がなかなか借りられない、そういう声がすでに起つております。これは果連の信用の付手によつてやるんだといふことはつけ加えてはありますけれども、事実、果連の信用付手があるにしましても、担保力の弱い貧しい農家の場合には、せつかくこの近代化資金と

いろいろものがそうやすやすと借りられない。かりに借りられたとしても、七分五厘の利子では、せっかく芽を出した近代化の方向というものの、利払いのためにまたたづねざるを得ないという結果が出てくるのであります。こういう点も、よほど考えて、農業基本法を作られる場合に十分織り込んでいただきたい点であります。

それと同時に、私先ほど自立農家としてのこの二ヘクトール前後の農家というものについて若干述べましたが、現在考えられているそういうった自立農家というものが、今後何年かのうちにはおそらくこれが零細な自立農家ということになりかねないのであります。と申しますのは、経済の成長力というものが非常に急速に伸びております現在の段階では、これがあるいはかりに自立的な農家と考えられていても、何年かの後にはすでに零細企業に落ちてしまふ、こういう可能性があります。従つて、自立農家育成というのは零細家族経営の再生産だと言われても、はつきりそうではないと言えない点があるのじゃないか。これも、日本的なこういう零細家族経営が行き詰まった現在、考えられている法案としてはもう少し根本的な点を考えていただかなくてはならない点かと思ひます。

問を拵かざるを得ません。まかり間違えば、これは逆に所得の格差がますます開きかねない可能性さえはらんでいると私は思います。この点、経営規模の拡大とかあるいは企業的農業を考へる場合、想定されているそういう基準的な農家の規模あるいは経営の規程というものをどういう工合に考へておられるのか、私には不明であります。

その点、若干社会党の法案に触れますと、社会党では共同経営ということにかなり重点を置いておられます。これは、単に経営規模という点から申しますと、確かにこの共同経営というのは経営規模を拡大する一つの有力な手段であり、拠点であります。もし耕地の新しい造成というものが莫大な資金を要し、急速にはできないとしますと、これはおそらく日本では共同経営というものが有力な耕地拡大の拠点にならざるを得ないだろう。私は、日本の場合には、これははなはだ不確かな言葉かも知れませんが、大体少なくとも五町歩、標準的には十町歩くらいの経営の基盤にしなければ、おそらく、いわゆる外国の農業と競争できるような農業は不可能ではないかと思うのであります。そうしますと、先ほどから申しましたような理由で、そういう自立農家を作るためには、どうしても共同経営的な……

を申すのでなくして、共同経営にもい
ろんな段階、いろいろな方法、形態とい
うものがあります。あるいは地域に応
じてやり方があるわけですが、
ともあれ、それぞれの地域なり経営形
態、そういうものに応じて可能なそう
いう共同経営というのは、相当強力に
今後は推し進められないと、所得の均
衡だとか、あるいは生活水準の均衡と

いうことはなかなか容易には達成できないだろう、こういう工合に考えるのであります。先ほどから申しました、零細経営の行き詰まりというのは、農業技術の面からも行き詰まっているわけで、小さな耕地で適用し得る農業技術というのは、やはり非常にせこましい農業技術しか適用できない。かりにコスト・ダウンをすることとしても、非常に少ない率のコスト・ダウンしか実現しない。そういう意味から申ししても、経営規模の拡大といふものは今後当然に行なわれなくてはならないわけであります。

もう時間がやや過ぎましたので、結論を急ぎますが、これは、先ほどから私幾つか申しました前提と申しますか、たとえばこれは一つの前提であります、賃金構造を基本的に改める必要があるということとか、あるいは共同経営に對して、今まではおそくこういった必要に応じ切れるような技術体

いと、農業基本法にうたわれているようなことと自体がなかなか実現しないことになるだろうと思います。私は、そういう点から、どうも今私が述べたようなことが十分にこの基本法の中に盛り込まれていないような気がするのです。あります。

これで私の話を終わります。(拍手)

○坂田委員長　どうもありがとうございました。

いました。

次は、一案照雄君。

○一案公述人 私是全国農協中央会の常務理事をしております。本来なら荷見会長が参上いたしてお礼を申し上げ、またお願いをさせていただくわけですが、ただいまだいたい快方に向かつておりますけれども、まだ入院中でございますので、私に出てこい、また、行けということで、参上したような次第でございます。

もはや戦後ではない、岩戸景氣、神武景氣、そういう言葉が使われるような時期になりました、その反面、農村においては、だんだんとやみ米の値段も下がるというような情勢になって参りましたので、私どもにおきましても、つとに、このままで放置しますれば、せっかく農地解放によって明るくなりかけた農村において、また、都市の商工業の経済力の破壊せられたこととの相対的關係において農民の地位が

でございます。われわれの方の催しであります農協大会等におきましても、そういう意味から、農業の基本性格を、国民経済における農業の地位をいかに上るに評価し、いかにように位置づけるかということを長期的な基本的な国策として定めていただきたいというような決議をし続けてきたわけでございます。最近のものは、昨年の十二月九日に

開きました農協大会におきまして、これは決議であります。ちよつと失礼でございしますが読まさせていただきますと、農業の特異性にかんがみ、「農業と他産業との所得の均衡をはかるには、国策として農業保護を基調とする基本方針の確立を必要とし、農業基本法の制定にあつても、これを明確にして適切な措置を講ずるよう要請する。農業基本政策の確立に關しては、下記事項について適切な措置を講ずるよう要請する。一、農業生産基盤の拡充整備をはかること。二、農産物需要の増大をはかるとともに、系統農協の自主的活動の助長を基調とした流通の合理化をはかること。三、農産物特に畜産、青果の価格安定につき特段の措置を講ずること。四、輸入農産物が国内農業の発展に影響を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。五、農村生活環境の整備及び農山漁民の社会保障

これは最近のものとしてやったわけでございます。

なお、政府におかれましても、基本問題調査会をわざわざお作りになって御研究をされ、それに引き続き法案の立法に入られましたので、機会のあるたびになおいろいろ具体的なことにについてお願いをいたし続けて今日に至っているわけでございます。自民党並びに政府におかれましても、農業基本法の名のもとに、今日御提案になりましたような具体的態度をおきめにならうとせらるる段階にまでこられました。

ここに御列席いただいております諸先生方が、党内におかれましてこの問題をこころで持つてこられる上に非常な推進をされ、こころで仕上げられることについての御苦心も想像いたされまして、お礼を申し上げ、敬意を表する次第であります。また、社会党におかれましても、とかく組織労働者の方に力が行って、農民の方はもう少しやっていただきたいという感じを強くしておりましたが、今回これも自民党に負けて具体的な法案を提出されて今日に至りました。これもここに御列席の皆様方の非常な御努力が党内において払われたことだろうと思ひまして、これまた敬意を表する次第でございます。なお、幸いなことに、この法案の御審議にあたりましては、両者の御意見はあわせ審議をされるという、議会運営上あまり例のないことまでおやりになったことは、しろうとでわかりませんけれども、そういうふうに向つておりまして、これも非常に敬意を表する次第であります。

も、今おあげしましたことは、要するに、農業に対しては、国策として、保護という言葉は古い言葉で、もつと気のきいた言葉があるかもしれないけれども、要するに経済合理主義の、そのなすがままにいくのではない、経済の法則に對して、政治としての制肘といひますか、是正をする、これが農業の保護という意味でやられるということが、このように農業以外の産業が発達すればするほど必要になり、また、これを実行する財政力その他の力も国にできなくなる。これは諸外国の先進国においても同様のことであります。先進国においては保護政策はないのだ、保護はしないのが近代的なものであるかのごとき言説に對しては、われわれは同意しかねる。経済の成長度と比例し、農業に對する手厚い保護が必要になつてくる。そういう意味で、この保護政策の観点を国策として長期的に確立していただいて、しかも、これは加速度的に、経済の成長が伸びれば伸びるほど手厚い保護をしなければならぬ性質のものであるという考え方でございす。それに対しては、ただいま御提案になつておられます内閣の提案の基本法におかれましても、その序文において、説明のところは抜きにして前文の眼目だけを読んでもみますと、「このよきな事態に對処して、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図つて、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことが出来るようにすること、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、公共の福祉を

念願するわれら国民の責務に属するものである。」、こういふようにうたつていただいております。その点、また、社会党の案におかれましても、同じく説明のところを抜いて眼目だけを言いますと、「農業発展の支障となる自然的社会的経済的諸原因を除去し、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村の文化的格差を解消することは、国の政治の最も重大な責務であると確信する。」、そして、社会党案には、第一一条に同じような趣旨のことがうたわれております。この序文の眼目、中心点につきましても、私どもが求めておつたところにそっくり両者ともおこたえをいただいております。こころで、この精神を今日以後における具体的政策の中にいかにか貫いて、これがはやいところ、絶大なる期待と同時に関心を持つわけでございます。

各条文についての意見になりますと、これはやはり抽象的でございます。善意に読むのと悪意に読むのとで相当な差が出てきます。私どもは、この両者の序文の眼目の点を中心にして、善意に、——おそらく大多数の日本の農民というものは、ひがんでおる点もありまうけれども、事大思想も強いわけでございますので、おそろく善意に解釈する人が大多数だと思ひます。どうかその善意にこたえられるように、今後の施策の具体化に、ここにいらつしやいます先生方に特に格段の御努力と御尽力をお願いいたしたいと思ひます。

が、どうしても個人的意見も若干入るかと思ひますので、あしからずその点もお含みおき願ひたいのですが、問題は、私どもが気のつくことはもうほとんど網羅的にそれぞれ列挙されております。これの具体化、それぞれの問題点での意図するところもわかるわけでございます。ところが、非常に広範な問題であり、農民の数が非常に多いし、また、地理的条件、社会的条件、千差万別——万別じゃない、六百万別の状態があるわけでございます。それから、他の経済政策と違つて具体的施策というものに相当のむずかしさがある。画一的なお役所的な考え方でやられますと、せっかくの意図が効果を表わさない。そういう意味で、私は、目的と手段の關係、意図とその効果の關係について、今後この基本法に基づいての御施策をなさいますにあつて、議會において十分御審議を願ひます。また、この立案に当たられる行政庁におかれましても、単なる觀念論、單なるイデオロギーというものでなくして、實際地場についての経験者、また、農民、その代表というふうな人の意見も十分に取り入れ、参酌された上で立案され、また審議されまふと、意図はいい、目的はいいけれども、手段が十分でないという効果もございす。その点が農業政策についてでは多分にあり得ると思ひますので、そういう点の取り運び方等についてでもできるだけ御工夫を願つて、御考慮をお願いいたします。と言ひますのは、抽象的に申し上げては何でございますが、一つの例をとつて申し上げますと、たとえば共同化という問題にしましても、これは両党の間です

けれども、私どもが御両者の方とお話しますと、話がいつも一致しておるのでございます。何と申しまして、日本の農業は、共同化とか協業とか今さらおつしやいますのがどうかと思ひます。これに相当部分はこれは共同化され、ことに水田のごときは、用水は共同化される、共同防除、また技術的にもいろいろ同じようなことをやっておる。ことに、農産物の処理、販売というふうなことになるかと、ある程度の市場形成をやらなければならぬ。流通過程の共同化、生産の前提の農業基盤の共同化というふうなものも行なわれておるわけでございますが、しかし、新しい技術を取り入れ、新しい投資をする場合には、できるだけ過剰投資にならないように、合理的に取り入れるということがためには、共同化というものがさらに度合いが強まってくるというところであらうと思ひます。その極限として、共同経営というふうなことも部分的に発生し、そしてまた例外的には全面的にもあり得るだらうと思ひます。そういう共同化を受け入れる体制として農業生産法人が政府からも出ておられます。社会党からも同小異、けつこうだと思ひますので、私どもが実務者として私どもの経験から申し上げておきますことは、それもいいのですよ、それもいいのですけれども、この農村の農民がそういう頭から共同経営をするというふうに入り込むのではなくして、いろんな共同購買、共同販売、施設の共同利用というふうなことは今すでに相当やっておる。これをますます強化してい

く。個別経営を拡充するための共同化は、現に行なわれており、今後ますます必要になってくる。その場合に、移住する農家ができた、その土地をお互い一人々々が値をつり上げて奪い合うということは、ばかくさいことではなないか。また、河川敷とか山間部の荒れ地を共同で開墾する、そういうようなものは、個別経営は今まで通りやりながら、プラス・アルファの部分は、それは共同でできるだけやっていいじゃないかというようなことは、相当実際的なことであつて、また、奨励すべきではないか。けさほどお話が出ました土地価格の暴騰、騰貴というようなことを防ぐ意味においても必要ではなないか。そういう面こそ実際の共同化推進の余地が多分にある。そうだとすれば、これが今日の農地法においては許されないが、そういう共同化を進めたいというのが、そういう今政府並びに社会党から出しておられますように、農家が個別経営をやめてそうして共同経営をするのだ、経営者は法人だけに、なつて、農民はその従業員になるのだ、そういうようなこと、あるいはまた、単にそういう一反なり五反なりわずかの土地を共同耕作、その部面だけのことをするために法人を作るというような、とをいうのにふさわしい制度のあるものとまらないで、もっと融通性のある、私どもが主張しておりますように、ある意味においては農協の下部組織としての活動をし、そして平生は流通過程あるいは生産の部分の共同化を推し進めていく、そういういわば以前にあつた農事実行組合的な組織、農事実行組合として部落でできたああいふ運営に限る必要はないわけですね。

も、簡易に自由に作れる、行政庁の認可等は必要としない、登記だけすればいいというような法人を認めて、この法人にも農業経営を認めるべきではないか。政府におかれましては、商法上の法人にまで認めるということまでお考えになつてゐるようでございますが、われわれの考えるような法人にこそ優先的に農業経営をまかすべきではないか。そうして、共同化しましたように、先ほど来お話がありましたように、そこに新しい技術、従つて相当な共同投資が伴わなければ、共同経営は意味がありません。共同経営は、共同投資が伴わないわけでございますから、そこには資金が入りやすくすることがねらいとして重点にならないうことがねらいとして重点にならなければならぬ。そうだとすると、お互いが自分に使つて金でございまして、その借りた金には組合員が無限の責任を負うというところにすれば非常に金が借りやすくなりますけれども、今政府並びに社会党から出しておられますように有限責任として出資の範囲内においてしか責任を持たないというのであれば、それは実際問題として組合員全員が金を借りるつど連帯保証の判を押さなければならぬといふ不便が出てきますから、これは私が発明したものではありません、昔からあつた農事実行組合の例にならつて、これらの法人が農協から金を借りた場合には組合員が無限責任を持つといふことにしておいた方が、法人を作つた意味が出てくるのである。もちろん、農協以外の商業資本その他からあまり金を借りるのに便利にする必要はないから、その方は有限にする必要はないから、それが農事実行組合の例をやつておいた、これが農事実行組合の例

であつて、われわれが提唱しておるわけではない。どうも新しく学窓を出た方々は、お役所等の方々では、その農事実行組合、負債整理組合、また當時の蚕糸業組合法による組織、養蚕実行組合、そういう実例を十分御存じなくて、何だか私どもが奇異なことを申し上げておるようでございますけれども、すでに過去の日本の行政において作られたりつばな実例が制度的にあつたわけですから、そういう点をこの際取り入れていただくべきである。これは一例を申し上げたのでございますが、こういうように、意図はよろしく、また同じようなことを考えておられまして、手段、方法についてはよくそれぞれ、その道の人たちの意見、経験者の意見等もお聞きになつて進めたいかれないといふことを希望申し上げます。

まだ三分ほどありますが、時間がありませんので詳細申し上げますけれども、農民の地位を向上させるべきであるが、農民の地位を向上させるべきであるが、ただ他の産業の人との均衡を保つためには、農業所得の面だけでなくて、自給面、自給によつて生活程度を高めるということによつて、この所得がなかなか均衡を得ないのを補つていくといふか、面も無視できない問題ではないか。私は自給自足主義を唱えておるわけではないので、日本の農民ほど過度に商品経済に行き過ぎる例はないのじゃないか。外国のどこの農家に行つても、家庭に行つてます差し出されるのは、自分の家庭で作つたお酒を差し出されるわけです。日本の農民においては、多少どぶろくを作つておられる方があるかもしれませんが、どうも、めつたな人にはこれは出せないといふような状況になつておるわけござい

ます。そういう面、それからまた、農薬の保護について、たとえば食管制度で三百億も四百億も負担をして、いかにもそれが不合理なことのようによ言われる向きも言論界その他にはあるようでございますけれども、これは食管理費の事務費まで含めてのことである。国が統制する事務費の大部分まで特別会計に入れておる。また、農民はどうかとすぐおっしゃいますけれども、今日のように、農民だけが自分で作ったものの値段を他からきめられる。農民だけというのは何ですけれども、公共料金上がる、それから運賃が上がって資材が上がったからといって、売る方、また料金をもらう方の人が揭示を出せば大体それで値がきまってるのだけれども、農民だけは、野菜、くだものをはるばると九州から秋葉原まで送ってきた運賃を払いましても、それは相手方で値段をきめられるというように、そういう状態でございますから、私どもも、農業といえども、現代するだけ生産性の向上をはかり近代化するけれども、いかに農民が近代化をし、合理化をし、企業精神を発揮し、そしてまたそこに低利資金をいかに供給されましたも、今日のこの系列化され、いわゆる寡占とか独占とか言われる経済において、農民が農作物の値段を自分の方から揭示を出すというようなことは考えられな。だれがこの農民を保護するか。この価格がある程度ささへ、農民の利益を守るのは国の価格政策ではないか。そういうように、他の方面に對する国の保護、援助、施策というものとの相対的に比べた場合に、あまりに農民だけ農業保護政策を卑下したり

遠慮する必要はないのではないかと、現に軍人恩給だけで千数百億円の負担をしております。租税特別法で何百億と言われております。また、鉄道運賃にいたしましても、新聞社の新聞はえらい安い値段で全国均一でやっておられるはずでございます。そういうようなことがあるわけで、これはみな非難しているんじゃないんで、それもけっこうだし、農民に対しても同様にお考えを願いたいということでございます。

この法案は非常に抽象的なものでございませう。問題は具体的な点にあります。ですから、今後において具体的なものについてわれわれの期待に十分たえていただくように、今後とも一そう御努力をお願いしたいと思います。（拍手）

○坂田委員長 次は、中村迪君。

○中村公述人 中村であります。

内閣提出の農業基本法案と社会党で提出されております農業基本法案について意見を申し上げるわけでありますが、両法案に対して意見を申し述べます前に、最初に私の態度を明確にしておいた方がよろしいかと思ひます。私は、内閣提出の農業基本法案には反対でございます。社会党の農業基本法案を支持いたします。

時間があまりないので、詳しいことに立ち至って申し上げられないのを非常に残念に思ひますが、かいつまんで申し上げますことにいたします。

政府提案の基本法を拝見いたしますと、その中で大きな柱になっておりますのは、やはり自立経営を育成していただくことである、こういうように受け取られたのです。その第十五条に、「国は、家族農業経営を近代化してその健

全な発展を図るとともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営になるように育成するため必要な施策を講ずる」ということが書かれてあります。

この自立経営農家の規模がどれくらいのものであるかというところは、諸説紛々といまして、私も外におる者にはわからないのでありまして、いろいろ述べられておること、いろいろ書かれておることから、おおむねこの程度ではないかと想定せざるを得ないのであります。所得倍増計画が内閣提出の基本法案と一体のものではないというところは午前中伺いましたところでありまして、例の農業基本問題に關する答申を讀みまして、また、所得倍増計画の中などを讀んでみますと、やはり、この自立経営の規模は、おおむね二町程度のところに想定されているのではないかと考えられるわけでありまして、この想定にいたしても誤りなしといえますと、どういふことになるかと申しますと、すでに御承知のように、一九六〇年の世界農林業センサスで拝見いたしますと、昭和三十五年度における日本の農家は全部で約六百五万六千戸ということになっておりますが、二町以下の農家になりますと、その中で九三%、戸数にいたしまして五百六十四万という膨大な数の農家が二町以下となるわけでありまして、そういうことで、自立経営農家たり得ないものが九三%ほどおるのでありまして、これは、失礼かもしれませんが、いかに政府が御努力なさっても、この膨大な数に上る農家を自立経営規模にまで引き上げることはほとんど不可能と言つてもいいのではないかと思ひます。さればこそ、第十五条には、でき

るだけ多くの農家を自立経営に育成するのだというように言つておるのであらうと私は考えるわけでありまして、できるだけ多くの農家というのでありますから、それからはずれるものも出てござるを得ないと、私はこの文章から推測してはばからないところであらうと思ひます。そこで、自立経営農家になるものと、なりがたいものと、この線が出てくるのではないかと、このことが考えられるわけでありまして、自立経営農家にならないものは捨てるのだというところは積極的にはどこでも申しておりません。私も、一人でも多くの農家が大きな規模の農家になって、農業で一生懸命働いて、それに應ずる所得と生活の向上がなされることを望んでおるわけでありまして、施策の内容から判断いたしますと、どうもその点に重大な疑問が出てくるかと私は考えるわけでありまして、午前の公述人の御意見や、また御質問の中にも、農家の所得、農業所得を確保することは、価格政策だけではきわめて徹底しないのであつて、その足りないところは社会保障政策等によつて補完すべきであるという意見が出されておられます。これはなるほどある面ではそうではありますけれども、農民が一個の生きた人間として農業に従事し、農業によつて生活をしていきたいと望んでおる限りにおきましては、やはり農産物の価格が農業所得の形成におきまして重要な柱になるということとは、これは絶対に否定することはできませんと思ひます。そういうふうに考えますと、やはり、この自立経営農家をらしむる努力の重要な一環として、農

産物の価格政策というものは大きな地位を占めるべきではないかと私は考えます。

しかば、この重要な意義を持つべき農産物価格政策について、内閣提出の農業基本法案はどのような規定をいたしておるかという点を見てみますと、これも再々御議論されましたように、かいつまんで申し上げますと、需給関係とか経済事情とか物価事情その他を勘案して農産物の価格の安定をはかるということでございます。要するに、価格の安定をはかつて、兼ねて農業の所得を確保するという趣旨であらうと私は理解しておるわけでありまして、ところが、御承知のように、この農業基本法に盛り込まれた価格政策の視点といたしましては、現在の食糧管理法に定められました価格政策の視点と比較いたしますと、政府案の基本法に盛り込まれた価格政策の視点は大きく後退していると思ひます。と申し上げますのは、私が申し上げるまでもなく、現在の食糧管理法の第三条第二項には次のように書かれておるわけでありまして、讀んでみますと、「政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ參照シ米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム」と書いてございます。農民は、特に米作農民は、この食糧法の第三条第二項にうたわれております生産費と米の再生産を保障して米価をきめるといふこの一点に、米作りの命をかけておるわけでありまして、この生産費及び再生産を確保するといふことは、これは、需給均衡価格とかあるいは選択的拡大生産というようになことをいかに言ひましても、それらに

よつてきまる価格が、少なくともそれぞれ農産物の生産に要した生産費を回収し、そうして再びまた来年も再生産ができるという価格であることは、これはどんな事情のもとに置かれましても政策上欠くべからざる必要事項でございます。ところが、この点が、政府御提案の農業基本法案には、単なる安定としか書いてございせん。これは非常に私は重大な問題であらうかと思ひます。

もう一つ、自立経営農家の問題に關連して申し上げたいことは、かりに二町歩だとその規模を想定いたしますと、その二町歩の農家とそうでない農家との間に価格政策上どういふギャップが出てくるのかという、この具体的な農民のじかの問題をやはり深く検討しなければ、価格政策のおもむくべき方向をはつきりと具体的に確定することはできないと思ひます。単なる安定とか単なる支持ということでは不十分であらうと思ひます。先ほど私がかりに想定して申し上げましたように、二町歩が自立経営の農家であるといふ場合にはどうなるかということでございますが、これについて、政府の御提案の中にも、また提案理由の説明の中にも、自立経営農家と価格政策との関係には具体的には触れておりませんので、私はわかりませんけれども、たゞ、もしも例の農業基本問題に關するあの答申がいまだに生きておるとすると、具体的には政府で施策を講ずる際にはあれからいろいろの取捨選択が行なわれるのでありまして、うが、かりにその中に規定されている問題を引き出してこの自立経営農家との関係づけを行なつてみますと、非常に

危険な点が現われてくるわけでございます。と申しますのは、あの基本政策の中で、かりに政府の行政価格を生産費によつてきめようとなることがある場合には、その生産費は自立経営農家の生産費を基準としてとることが適当である、こういうようなことを言つております。もしもこのような観点に立ちまして米価が決定されるといたしますと、非常に機械的な引例ではござい

ますが、先ほど申し上げましたように六〇年のセンサスで拝見して言ひならば、九三%の農家に対しては生産費を保障されない米価が公然として行政価格として決定されてくるわけでありまして、そういたしますと、ここで機械的にただ申し上げてみますれば、いわゆる自立経営農家の創設を中心とする基本法は、六割農民の首切りどころか、九割以上の農民を米価政策面で切つていくということが、機械的な推論でございまして出てくるわけでありまして、こういたしますと、自立経営農家たりがたい農家を自立経営の規模まで引き上げるといふ努力は、価格政策の中にはほとんどと言つてもいいほど盛り込まれてないのではないかと、こう考えるわけでありまして、では、その次に、価格政策では不十分ではあるが、他の政策、方法によつてできるだけ多くの農家が没落しないように引き上げていくためにどういふ施策が用意されているかということも調べてみる必要があるのではないかと、思ひます。その点をいろいろ讀んで模索したわけでございますが、一つには、非常に大切なことは、例の選択的拡大生産ということであらうと思ひます。この選択的拡大生産につきまして

は、もう国民が消費することがなくなつたというより農産物まで作れとか、そういう農産物まで政府が価格を支持して買入というよりなことは、これは消費の事情から考えまして不適当なことではございませうが、ただ、その選択的拡大生産の方向というものがど

て期待を抱くことは非常に困難であらう、こう考えるわけでありませう。

次に、やはり、自立経営農家になるためには、午前中の公述人の御意見にもありましたように、農地を取得する資金あるいは農業の設備を高度化する資金が必要なのでありますが、自立経営農家たりがたい下の方の農家にとりましては、規模を大きくするとかあるいは機械を導入するとかいう前に、ま

がたい経営につきましては協業によつて初めてその発展の可能性が生まれるのであります、というように書かれておりますように、自立経営たりがたい農家は、協業化することによって自分の農業を守り、そして所得を高めていくことが期待されているのではないかと申すわけでありませう。

農民との判然とした区別が出てきまして、零細農民は、生産法人に参加するにあたりまして、すでにその零細であるというところが前提になつて低い地位に置かれざるを得なくなるわけでありませう。しかも、余剰があつた場合、労賃部分に相当する剰余が配当されるわけではあります、ここで私も注意いたしたいのは、それではそのよう

のようない場合には、階層との関係で現れてくるかという点は、やはり実証上の問題として十分検討してみ

す何よりも自分の農民としての生活を維持していくということこそがまさに重大な問題なのでございませう。そ

ういふ関係から、政府で行なつてきた融資制度の中から一つの問題を取り上げてみますと、自作農維持創設資

金というものがございませう。御承知のように、この自作農維持創設資金は、零細な農民が病氣や災害やその他生活上の困難に出会つた際に、生活維持資金として借り、そして苦境を幾らかでもやわらげるという作用を今までござい

な、この生産法人の問題に関連してぜひともわれわれが注意いたさなければならぬことは、御承知のように、農業期近々になりますと、農村では、農業委員会や農業協同組合が協定して、農業の日雇い賃金をできるだけ安くきめるといふ慣行が最近行なわれ

ております。このよう

な、この資金の中で占める生活維持のための資金の貸付割合は、御承知のように、約七割で、土地取得等に、つまり経営拡大等のために貸し付けられ

た資金の額は約三割というものが、今までのおおよその実績でございませう。しかし、三十六年度の農林予算を作るにあたりましては、資金のワケはなる

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

て、いかに下の方の農家が困難にあ

上、上の方の比較的好い農家が上に引き上げられていくという政策が具体的

に実行されているかということが指摘されるわけでありませう。

な、もう一つ、この基本法の関連法律として見のがしてならないのは、農業近代化資金制度の問題でござい

ます。この資金が、国が利子補給しまして、実際に農民は七分五厘で借りられ

るというより、そういう問題点については、先ほど桑さんが公述されま

したもので省略いたしますが、いずれにしても、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

はたしてどの程度の層の農家であるかというのを考えてみますと、やは

り、自立経営たりがたい下の方の階層の農民には非常に借りにくい資金であ

ると私も思はれます。特に、農協がこれを貸す際に、限度一ぱい二百万円

貸すというよりなことは、ほとんどあ

かり得ないと思ひます。かりに百万円を借りたといつたとしても、それに七分

五厘の利子をつけて十年間で払えるだけの経済余剰を持つ農家が全階層の中

で一体どのくらいあるかといふことは、これは農家経済調査を調べまして

は、これは農家経済調査を調べまして、私の大ざっぱな見方によりますと、大

体三町歩程度以下の農家は、この資金を返すだけの経済余剰は持つていない

のではないかと、こう考えられるわけ

であります。

このように、下の方の階層の農家に

はなかなか自立経営には上がつていく政策が具体的には用意されてい

ない、この資金を借りられる農家は

くるのではないか、こういうように、私たちは非常に危険に感ずるわけであります。従つて、この生産法人に参加する農民の労賃を保障するためにも、やはり、全国一律の、たとえば八千円というような最低賃金制を政府において確立し、そして農民の労働所得を保障するという政策が用意されなければならぬのではないかと考えます。

時間が参りましたので、あと一つだけ申し上げます。

以上のように、自立経営農家たちがたい農家が発展していくべき具体的な方策につきましても、何ら具体的なものが用意されていないどころか、解釈によつては、私が今申し上げたような政策方向すら打ち出される危険があるわけでありますが、さらに全体の農民にとつて重大な関心は、農産物の価格の保障だけではなくて、農民が買う肥料とか農機具とかいう生産資材についての問題も重大なことになるわけであります。それにつきましても、政府提案の中には、農産物の取引の近代化とかあるいは関連産業の発達ということだけが言われておるのであります。具体的には、たとえば明治、森永、雪印というような三大乳業会社を相手にして苦しんでおる農民に対して、こういう取引関係を農民のためにどのように有利に発達させていくかというようなことは何ら触れておりません。ましてや、肥料問題におきましては、御承知のように、三十五肥料年度における硫酸価格すら、肥料メーカーの言い分によつて、現在まで、暫定価格・暫定価格という状態で、価格が決定されないままに放置されております。こういうような点を排除する、すなわち、社会的、

経済的な悪条件を排除するのではありません、やはり農民の地位、そして農業の発展ということも保障されないのではないかと思います。

なお、牛乳については、畜産物の価格安定等に関する法律が用意されておりますが、これすらも製品価格の支持でありまして、具体的に、農民が毎朝しぼる一合々々の牛乳の価格を支持する法律にはなっておりません。ましてや、聞くところによりますと、この法律を用意するために、農林省の畜産局が予算折衝の過程で大蔵省とかわした黙約があるやうでございますが、真偽は私存じませんが、それによりますと、たとえば、バターは二百円から二百三十円とするやうな默契がかわされたやうでございます。もしこの二百円ないし二百三十円から集荷費を引きますと、牛乳一升は四十円あるいは三十五円ぐらゐに下がるのではなにかと考えられます。そういういたしますと、牛乳の生産費は五十五円から六十円ぐらゐでございますから、これだけを見ましても、この畜産物の価格安定のための法律ができて、やはり、農民は明治、森永あるいは雪印などから乳価を安く買いたたかれるという事態を防止することはとうていできないのではないかと思います。こういう取引上の非近代的な関係は、専売制度になつておりますたばこについても、そういうことは言われます。

その他、いろいろな特殊農産物について、いろいろ非近代的な取引が行なわれていゝのでありますから、これをぜひとも農民の手に奪い返して、農民が価格決定について発言権を持つやうな取引制度の確立がぜひとも必要であらう

と思ひます。その点では、やはり、私は、社会党案におけるように、農民に団結権を保障し、そして価格交渉の中

で団体交渉、そして団体契約ができるやうな、そういう農民の基本権利を保障する、そういう法律案こそまさに望ましいものではないかと存じます。言い足りない点はないかと存じます。私の公述を終わります。(拍手)

○坂田委員長 次は、川野重任君。時間がありませんので、二十五分程度にお願いいたします。

○川野公述人 なるべく簡単に申し上げ

てなつておきますけれども、中身を分けてみますと、実は農業流動化法案といふものと農業保護法案といふものと

の二つが合体したものである、こういうふうな考へるわけでございます。

農業流動化法案と申しますのは、御存じの通り、急速な経済成長に伴ひまして、農業の国際的あるいは国内的な地位というものが変わつてつあります。それが非常に固定化する傾向が、これは日本だけではないでございますが、世界的に強い。それが国民経済全体の成長を促進するについては障害になるといふことから、そういう障害になる条件を経済成長に即して漸次直していくといふところに流動化を必要とする意味がある、こういうふうに考へるわけであります。この法案の一つのねらいは、そのように、農業の体制を制度的に政策的に各方面におきまして流動化するとともにその焦点があるのではなからうか、こんな感じがいたすわけであります。そういういたしまして、その点につきましても私は賛成でございます。

この法案の中には、他産業との間における生産性の格差の是正というやうなことでも現われておるかと思ひますが、私は、それはまさに流動化法案の本質を示すものではないか、こう思つております。そして、これに対して規定のいたした方といたしましては、何よりも、他産業との間の生産性の格差をなくするといふ点に具体的な目標を置く。それから、それを実現する基準といたしましては、制度といふもの、あるいは政策といふものを毎年もしくは定期的に反省していくとい

う体制を用意しておられるといふこと、言いかえれば、毎年度の農業情勢報告で、昨年度の政策はこれこれというふうな成果をもたらした、来年度はこれこれしかじかの観点からこういふふうにしつたいという報告が国会でなされまして検討される由であります。それはいわば制度の固定化を防ぐといふ意味におきまして、私は非常に貴重なことではないかと思つております。

さらに、価格政策につきましても、第十一條であります。これまで定期的にその総合的な検討を行なうといふことになつておりますが、これまた同じ趣旨だと思ひます。

そういう意味で、農業の体制を流動化する、それによりまして農業生産力も高め、同時に国民経済全体の生産の水準を高めるといふことをねらつたものかと考えますが、その点では、私は従来どこの国におきましても当面しております問題を解決する法的な体制を準備するものとして、賛成をしたいと思ひるのであります。

それから、農業保護法案と申しましたのは、これにあわせて、目的のところで、他産業との間における所得並びに生活水準の均衡の維持といふことをうたつておりますが、これはまさに農業保護法案にはかならないと思ひのであります。そして、これはまさに革命的な立法ではないかといふやうな感じが私は持つております。

それと申しますのは、もし生産性を高め、他産業との間の格差をなくいたしますと、同時に所得、生活水準のバランスがとれるやうな感じを一見受けるのであります。これは、農業と非農業との間で財産所有の関係その他が全く

同じであるならば、私はそういふことになると思ひますが、御存じのような社会環境のもとにおきましては、前者を実現すること必ずしも後者を保障しないという感じがするわけがあります。従ひまして、この法律も、前者を条件として後者を実現するといふふうに読むのか、あるいは、両者を並行して、並べて読むのかということ、読み方によつて差が出て参りますけれども、もしばらばらに読むならば、この二つのものはむしろ異なつたたゝまに立っている法律である、こゝういふふうに考へてしかるべきかと思ひます。

しこうして、農業保護法案としてこれを見ました場合に、これも私は賛成なのでありますが、保護の基準、あるいは農業に対する助長政策の基準というものは、他産業との間における所得のバランスを維持するという事で明確にその基準を示しております。ただし、その方法はということになりますと、毎年の農業年次報告というものによつて国会で検討されるということとで、これまた具体的な場に即してその方法とつておられるかと考えます。これにつきましても私は賛成でございますが、賛成というゆへんもののは、目標がはっきりいたしておりますれば、その目標実現のための手段というもの、その時々、あるいは技術の条件、あるいは景気変動その他の情勢の条件というものによりまして、かなり弾力的に変えて考えなければ、一時的にこの方法でやれば必ず所得の均衡が得られるという特徴のある具体的な政策はないのではないか。そういう意味

におきまして、その検討の場をこれまた法律において用意されていることは、けつこうなことだと思ひるのであります。

具体的な法律におきまして具体的な措置がなされるわけでありますが、その場その場において問題が争われ、検討されるということ、せつかくこまごまて来た法律——私は、さつき申しましたような趣旨で、非常に革新的な革命的な法律とすら考えてもよろしいかと思うのでありますが、そういうものは、やはり、機会を大事に利用するということ、生かすことがやはり国民としては望ましいのではないか、こんな感じがいたします。(拍手)

○坂田委員長 次は、小林慧文君。

○小林公述人 私、小林慧文であります。私はきょうは社会党の方の推薦で意見を申し上げようというところでございますが、実は、私は、産業組合青年連盟当時から二十年にわたって労政運動を続けておりますけれども、きょうまで不偏不党の立場で組織運動を続けて参りましたから、あなたが社会党案を採めるといふことではなくて、真実、あの法案を採見いたしましたして、熟読いたしました、眼目は、やはり、各弁士が申し述べられたように、大差ないように思います。しかしながら、具体性と申しますと、やはり社会党案の方が一歩進んだ感じ、おそらく農民諸君が読んだ場合におきましては、アピールは社会党案の方が受けるのではないかと、感じを私は端的に強調して申し上げるのであります。従って、私は、きょう政府案と社会党案を比較検討して意見を申し上げるということとは差し控えて、眼目になるところの流れる目的と申しますか、そういう点において、ほんとうに農民の立場から諸先生に意見を申し上げてお願いを

申し上げたい、こういう気持であります。

そこで、私は、声なき声を聞いて、日の当たらないところに日の当たる政治を行なうという慈悲心を持った農政というものがおそらく農民を心から動かすのではないかと、このことを感ずるのであります。諸先生が、その意味を体しまして、やはり曲がりかどに來た日本の農政を建て直す意味において御苦心なさった点においては、組織として感謝申し上げなければならぬと思います。

ただ、ここで、いわゆる都市と農村の所得の均衡の点について、ほんとうに農民の立場から考えた場合、たとえ二町という限度にして所得を倍にできるかどうか、自立経営になった農家がはたしてその所得において都市と農村と均衡のとれるような増加ができるかという点につきまして、これは農業の近代化あるいは生産性の向上ということではできないと言えないと思いたすけれども、どなたであつたか申し上げたように、生産性の向上のために、量を増大したためにむしろ価格が下がって所得が減るんじゃないかというやうな御意見も拝聴したのでありますけれども、私は、農村の農産物がまさにその通りだというふうに考えます。三重におきまして、農産物は一割増産すると半値になる、二割増産したらただになるという言葉が昔からはやつておりますけれども、全くただになつた例はたくさんあるわけでありまして、これは、もちろん、基本法の中に、構造の改善とかあるいは需給のバランスの点、価格の点等に触れて総合的に出てはおりますけれども、そこで所得倍増

を二町ではとうていできない。米麦作を中心とした農家では、これは自立農家もあやぶまれるという点も申し上げなければならぬのであります。

そこで、貧農切り捨てというやうな言葉が、社会党の方のお話、あるいはまた新聞でもちょいちょい見ますけれども、私は、今度の案でいいますと、貧農切り捨てではなくて、中農切り捨てになるのではないかと、このことを心配するのであります。それはどういふことかと申しますと、二町以上作つておるところの農家はやや安定はいたしておりますけれども、一番不安定なのは七反ないし一町二、三反になるところの農家でありまして、この農家が大体三分の一を占めております。この三分の一の農家は、ほとんど借金で生活を営み、また生産にも従事しておるわけでありまして、だから、農業協同組合の貸付の対象を見ても、貧農々々と言われるところの六反未満とかいふやうな方たちは決して借金をしてない。むしろ預金をしてらつておるお客さんになつておるわけですね。それは、主人がたまたま工場に働き、あるいは官庁に勤め、家内に百姓をさしておりますから、食べるだけはあるし、さらにまた多少売るものも出てきますから、月給なり日給がそのまま小づかいになつておりますから、だから、私の組合の例をとつて申し上げますと一番よくわかりますけれども、五百五十戸の部落でありますけれども、このいわゆる農業収入と他の収入を比較してみますと、農業収入が約七千五百万円、それから月給等によるところの収入が七千五百万円、ですから、大体半々の比率を占めております。従って、そ

の約一億五千万円の収入のうち、貯金として一千万ないし一千五百万ずつ増加して参りますけれども、その増加していく対象が、やはり六反未満程度の月給取りの飯米百姓の人たちで、この方がむしろ楽に、しかも文化的な人間的な生活を営んでおるのであります。

だから、耕地の少ないという点からいいますれば、貧農切り捨てじゃなく、先ほども申し上げたように、八反以上一町二、三反の農家の人たちが約五千万円からの借金をしておるのでありますけれども、この借金を背負つておるのに、農業の近代化をするためには資金の問題も出て参りますし、長期低利の融資等の問題も出て参りますけれども、これらの農家はすでに農協の貸し出しの対象から脱落しておるのであります。そこで、近代化の資金が貸し出されて参りますけれども、これも、そういう個人の共同化のために貸し出す場合におきましては、すでに限度超過になつておりますから、その組合員を対象として貸し出すことは非常に不安を感じるやうな状態になつて参ります。私は、この農業構造、生産構造の改善と申しますか、そういう点につきましては、むしろ中農の方たちをいかにして救ふかというところに基本法の重点が置かれなければならぬ、こゝういふふうに思ふのであります。従つて、これらの人たちが、二町と申しますか、そういう目標で自立農家を創設するといふ場合におきまして、田を一町しかなければならぬという方は、はたしてあつたらぬといふ方たちは、はたしてあつたらぬといふことに非常に疑問を持つのであります。また、資本を

投下する場合におきまして、私どもでも、ほんとうに純農家でいいますと、むしろ土地の取り手がないということになる。買手がなくなるといふことです。それはなぜかと申しますと、買わなくても、人に所有をさして、反当千五百円の小作料を納めておつた方がどれだけ収入になるかといふことを考えますときに、一反で二十万円も資本を投下して買つよりも、むしろ千五百円の年貢を払つて作つておつた方がどれだけ利益になるかといふことになり

ます。税務署の査定におきまして、一反の収入といふものが、表作が二万円、裏作が五万円、二万五千元になるのです。二万五千元といふことになれば、二十万円資本を投下する場合、むしろ証券あるいは株式に投資しておいた方が、一割配当があるもので、だから働かずして利益が得られる。その二万五千元といふものは、自分の労働の報酬として出てくるのでありますから、何を好んで二十万円といふやうな莫大な資本投下をして、原始産業・原始産業と言われておる農業に投資をして、はたして近代的な企業として成り立つやうな経営ができるかといふことになると、私はできないと断言せざるを得ないのであります。従つて、私は、今度の農業の近代化の進め方につきまして、二町程度の自立農家を創設されるというところは、けつこうでありますけれども、しかし、所得の増大につきまじはたして年間五万から十萬の所得の増大をすることができるといいますと、現状では不可能です。なぜならば、米価におきまして、あるいは他の農作物におきまして、決して

値が上がっていない。米価のごときは、昨年は、確かに一石で七十何円上がりました。その前は五十銭一石で上がっておりまして、これだけの値上がりで、二町の米作をしておる農家が所得が増大していくことは考えられない。それじゃ畜産に転向したらどうかと言いますけれども、二町を作っておいては他のものに従事することは不可能であり、労働力からいいますと、それに回することは不可能に思えます。こういう意味から、農業の近代化を進めるについては非常に問題点が残っております。意見を申して申し上げ、これらの中農をいかに救うかという点が、今後の付随法案等が出て参ります。やはり、これらの対象を、負債整理組合法とかそういうような法律のもとに、まず負債を整理してやっただけに、二町なら二町の自立農家を創設していくというふうに持つていかねば、もう限度を超過して、貸し出しの対象にならない農家になっていく。これを救っていただくように何とか考えていただきたいということが、一つの申し上げておきたい意見であります。

それから、次に、農産物の価格安定の問題でありますけれども、午前中にも、生産費及び所得補償方式というふうなお話がありましたけれども、これは当然農民の要求として出てくるわけでありまして、従来の米価の決定をめぐりまして、われわれ大会を開き、また組織を代表して再三陳情申し上げておいたのは、やはり、生産費並びに所得が補償されるような方式で価格を決定していただきたいということを頼んでおいたのでありますが、今度も価格

格の安定ということが書かれておるようでありまして、しかし、私は、ここで御指摘申し上げたいのは、それでは過去には農産物価格安定法がなかったかといえますと、現在あるのです。しかも私が苦い経験を重ねておるのはサツマイモの場合であります。間接ではありますけれども、澱粉を買い上げる場合におきましては、たしか二十二円四十銭と記憶しております。これだけの値段で買ったサツマイモで澱粉を作った場合に政府が買い上げるということですから、間接的に価格は支持されておるけれども、何ば政府に陳情して、また運動いたしました。昨年、一昨年は高く食料用で売れても二十、三円でしか売れなかったというものが現状であります。また、たしか昭和二十三年と記憶しておりますけれども、菜種が農産物価格安定法の対象にしてもらったのを覚えておりますけれども、その場合、政府の買上価格はたしか三百円か三千三百円と覚えておりますけれども、それも下がった。それで、全販を通じて政府に陳情申し上げたところが、予算がないから買えない、全販でそれを買って貯蔵しておけというふうなことで、一向進捗しなかったものでありますけれども、過去に、こういう農産物価格安定法という法律で保護されておるながら、そういう恩典に浴しなかったという例があるわけでありまして、今後決定されるところのいわゆる農産物価格の安定をさせる場合、自由価格の安定といえますか、そういう場合におきましては、もっと適切な、ほんとうに農民のきめた値段で十分買い上げてもらうような

制度にしたいいただきたい。聞くところによりまして、西ドイツにおきましては、アメリカにおきましてすらも、そういう制度が農業の基本法の中に盛り込まれておるということを、私は直接聞いたのではありませんけれども、視察に参つた人の話を聞きますと出ておるようでありまして、価格の支持制度というのに対しては、どうか一つ農民の期待を裏切らないような制度にしたいいただきたいということで、この点をお願い申し上げたいと思っております。

さらに、農地の信託制度を設けるといふことがありますが、これは私は従来から反対を続けてきたのであります。すでに私はいろいろ経験を重ねてきておるわけですが、つまり、私の組合員で一町五反作っておるじいさんですが、ばあさんが寝てしまったもので、それから、その農地を手離したくないし、それかといって小作にやらしてしまえばもう返ってこないのだから、農協で責任を持ってこれを作ってもいいたいという申し入れを受けたのでありますけれども、これは法律の示すところではない。従って、新たな人たちに頼んで作ってもらうように話をしたのでありますけれども、その場合も、農協にたとえば反当十五万円なら十五万円というもので買上げてくれ、農協だったらよそに売らぬのだから、もし病気がなかつたら返してもらいたいというのを申し入れてきましたが、そうすると一万五千元金利がかかるのであります。しかし、農協がこの土地を信託されて他に作らした場合には、おきましては、法定の小作料はきまつておりますから、それを上回って貸すことは

できませんから、やむなく親戚の方たちを頼んで、どうか一つ年寄りの人たちを食わすと思つて、千五百円の小作料であるけれども、食べるだけの食糧を補給してやるという約束で管理してくれぬかというのを頼み込んだのでありますけれども、もし今度信託制度ができたとした場合、具体的に信託をさせるということを書いてありますけれども、十五万円なり二十万円の価格のものを立てかえて払った場合、農協は結局二万円という金利をもらわなければなりません。しかしながら、それを頼んで農家の方たちに作ってもらつた場合、二万円の金利に該当するところの小作料が取れるか取れないかというところが疑問があるのであります。おそらく千五百円の法定によるところの小作料しかもらえないということになります。二万円というものの対しましてはほとんどスズメの涙ほどの金利しか該当しませんから、こういう信託制度ができたとした場合、付随の法律は出てこようと思ひますけれども、そういうような具体性に欠けておるのではないかと。具体的にそれが信託制度をやつた場合に、おきましては、農協にこれだけの信託料といふか、そういうものを支払うことをきめておられなければ、安心して信託を続けることはできないのであります。

それと、生産性の向上の問題ですが、機械化等の導入ということがありますけれども、私は、この機械化につきましては、二町を作っているものを対象としての機械化なれば、これはできるかもしれませんけれども、山間僻地あるいは海岸線——三重県は海岸

線もありあるいは山間も多いわけでありまして、そういうところで機械化なんというものはおそろく考えられない。近代化といふことは考えられない。なぜならば、一反の田が五十枚も六十枚にも分かれておる。そういうところに一台機械を据えてバタバタやってはまた移す、こういうような機械化は考えられません。だから、農山漁村の僻地の近代化をどうするかということについても触れてみえられない。近代化はするけれども、どうやってやるかといふことは示されていませんから、これらに非常な不安を持っております。だから、農民としては、今、期待をしておる階層と、あまり期待をしてない階層と、二つに分かれております。私たちはあまり期待をしてない方の基本法は、金料玉条の説本ができたから直ちに農民は救われるということには考えておらない。ところが先ほど申しました一町前後の、借金をして苦しんで苦しんで苦しんで抜いていく方々、この基本法ができたら立ちどころにわれわれの苦しみは解消するのではないかと。そういうような希望の気持ちを持ててみえるのであります。そういう階層は、おそらくこれが具体化されて参りましたときには非常に失望するのではないかと。先ほど申し上げました農産物価格安定法の問題をとりまして、それから、中村通さんの触れた畜産物価格の安定にしても、これは私たちがあれの要綱を見てもいいました。また、農民大会で私も農林省に陳情に行きましたけれども、確かに乳の価格は四円に満たない。これは北海道が対象だといふふうに言つてみえなければ、北海道は自給飼料問題が解決され

しか、内地では自給飼料は非常に少ない。わずかに割ないし二割しか自給飼料を使っておりません。養鶏のごときは一割にもならない。それだけの自給飼料しか使っていないのですから、購入飼料にほとんど依存をしているのではありません。その購入飼料たるや、飼料の需給価格安定法ですか、そういうものがあるようでありますけれども、需給価格安定法に従って審議会ができて審議されておりますけれども、決して安い飼料というものはわれわれの手に入ったことではない。ますます高騰してくるばかりです。私も鶏を飼っておりますけれども、たしか三月の末には成鶏の配合飼料が一袋七百円で買えていたが、一日違いで七百三十円に上がっております。まだ上がる傾向にあります。また、ふすまのごときも、御承知の松阪牛の飼料として作っております。その本拠が私どもの地方でありますけれども、これとても、飼料が高いために、何ら肉の価格の安定、また、畜産の振興というものは考えられないのでありますから、所得をふやすためには米作あるいは麦作では困るから果樹や畜産で伸ばしていくのだというようなことも聞かされておりますけれども、畜産を農協として振興すれば、直ちに飼料の値が上がつて参ります。また、子豚の値が上がつて参ります。私どもも、共同化のために、すでにこれができる前に共同化を進めております。五戸で六百頭の養豚をやらしておりますけれども、これも振興させるために進めて参りましたけれども、多頭飼育でやりましたが、結局子豚が一万円、一万二千元という価格に高騰して

うあたたい気持で皆さんが基本法を作っていただくということについては心から感謝を申し上げておるのでありますから、全く日の当たるような法案を作って、そしてりっぱな親切な農政を進めていただくことを望んでおります。私は法案そのものについて批判は差し控えますけれども、具体的な問題を二、三取り上げまして意見を申し上げたのでありますけれども、それじゃ本国会で直ちにこれを通していただいて具体化してもらいたいという意見を申す段階ではないと思います。なぜならば、もっと具体的に、ほんとうに農民が安心できるような法案を、いわゆる肉をつけて、そうして、これなれば君たちも安心できるだろうというような安心感を与えた上においてこの法の実施を私は望んでおります。従って、十分一つ諸先生のうんちくを傾けられまして、もちろん皆さんの力量はわれわれ崇拝しておる方たちばかりでありますので、そういう期待を裏切らないようにお進めいただくことを最後にお願い申し上げます。さらにもう一点申し上げておきますけれども、災害補償の問題は、確かに農林漁業基本問題調査会の答申には災害補償についても答申がなされておりますけれども、この法案にはまだ具体的に出ていないように思いますから、これも私は災害補償制度審議会の委員としていろいろ意見も申し上げましたし、また、衆知を傾けて答申もされておるのにもかかわらず、この基本立法、農業基本法の中にそういう点に触れてない点を一言だけ申し添えて、これも早くされることをお願い申し上げます。簡単ではあ

りましたけれども、私の意見を申しあげました。(拍手)

○坂田委員長　これより公述人に対する質疑を行います。

質疑の通告があります。これを許します。

なお、念のため、六時まで御勉強を願うこととすれば、約八十分でございますので、質疑の通告からみますと、一人当たり十三分程度になりますので、御了承願いたいと存じます。

湯山勇君。

○湯山委員　委員長の御注意もございまずので、質問を全部最初に申し上げまして御答弁をいただき、なお重ねて質問のある点はそのあとで明らかにいたしたいと思ひます。

最初川野公述人にお尋ねいたしました。きよらの御公述で非常に明確になりましたことは、政府の基本法は流動、保護、つまり生産性向上と所得均衡、この二つのものを並立しておる、こういう明確な御指摘がございました。従来、けさほどの公述あるいは質疑の中でも、この二つが混同されて、生産性が向上すれば当然所得均衡が達成されるんだというような議論が相当あったわけでございますけれども、この点が非常に明確になった点は大へんありがたいことだと思ひます。そうなつて参りますと、具体的な政策を進めていく上において両者が必ずしも一致しない、つまり、矛盾して参る場合があると思ひます。そういう場合には、どうしても、政策、方法というものが一つということになれば、流動に対応する政策が中心になつて進められていく場合には、所得不均衡、つまり生活面が

犠牲になる。そういう場合も政府案の中ではあるということが考えられるわけですが、この辺のことをどういうふうにお考えでしょうか。政府案全体を見て、いずれに重点がかかっておるか、そして、その重点の置き場によつては、今あとで申しましたように、生産性向上ということ、つまり、先生のお言葉で言えば、流動化の面が重視される結果、後者の方が犠牲になる、そういう場合もあるんじゃないか。

なお、これに関連して、一つ、先生は学者ですからお尋ねいたしたいと思ふのですが、農業生産性というもののもののですが、農業生産性とお教え願いたいと思ひます。これは、従来非常にわかつたようにして使つておりますけれども、そういうことを立ち入つて考えていけばいくほどわからなくなつてくる面が多うございまして、なかなかこれはむずかしいものじゃないかと思ひまして、私も私なりにいろいろ考えておるのですけれども、学者である先生に、一つ、農業生産性とはいひかなるものかという明確な定義をお教え願ひたいと思ひます。

それから、一案公述人にお尋ねいたしたいと思ひます。

一案公述人の御公述を聞いておりますと、両案とも一つすみやかに成立させてもらいたたいというような御意見じゃないかというような印象を受けまして、私どももその点では大へん意を強くしておるわけです。そしてまた、公述になられた要旨につきましても同感でございます。その御趣旨は、一つは、国策として国の責任において強力なしかも長期にわたる政策をやつてもらいたたい、それから、第二は、農業と

この両方のどっちを通しても、この趣旨は通る通りに運用されると思う。先ほど申し上げましたように、私は、自由党とせられましては、ここまで持つてこれらに非常に御努力があったと想像いたします。社会党内の経緯から見ますと、相当御議論をせられてこれだと思ひます。

私は、この席においての皆さんのけさほど来のいろいろの御議論の上での対立も、相当言葉としてはわれわれとしてもびつくりするくらいのお言葉がかわされておりますけれども、しかしながら、皆さんお互いに従来農村のために御努力苦心さんたされてこれたわけでございまして、いかに仲のよい兄弟の言い争いのような気がしておるわけでございまして、どうか、お互いに、その点については、この法律の問題は、今きめる字句の問題ではなくして、今後における運用の問題でございまして、この運用の問題を通じて、今後の運用において、この党派どうこうというのを越えて、一つほんとうに、長い間社会の下積みにおいてこれら、いかに恩恵を受けておるのかのごとくに言われてきておつた農民に、もう少し明るい立場、もっと人間的な立場を認めるように、お互いの皆さんの違った立場もそれをお互いに利用し合つて、一つうまくやつていただきたいということを願ひいたします。(拍手)

○湯山委員 もう一回だけ。

川野先生、今おっしゃったように、別な角度から、かりに生産性向上のために所得均衡の方があと回しになった場合でも、他の方面でこれを救済する

条項があるというよりな意味の御答弁でございまして、たゞは価格政策をどうするか、統制撤廃をどうするかという具体的なものになったときには、これはやはり二者択一という場合があると思ひます。そういう場合には、先生のお考えは、どちらをとるべきだ、あるいは、この法案では一体どちらをとることがこの趣旨から言へば妥当だろう、そういう具体的な例ですから工合が悪いかもしれせんけれども、そういう意味のことをお尋ねしたいと思ひます。

○川野公述人 先ほど申しましたように、第二の原則の救済の条件といたしましては、幾つかの施策をあげておるというお話だったので、私は必ずしもそれをその救済のための施策と思つておりませんが、基本的には、さつき申しましたように、やはり第一の原則が貫徹することによって第二の原則の実現ができるという面もあるわけですが、ただ、問題は、常に必ず第一の原則の徹底が第二の原則の実現になるかという、その保障はないことがある。にもかかわらず、法律がこれをうたつておる以上は、どこかでその保障をしておるのだらうと、こゝろは思ひます。保障する場合といたしましては、年次報告を出し、その年次報告につきましては、その法律の目的に照らしまして、これこれしかのことでやつた、昨年はこうであつたというよりなことをやることになっておりますから、まさにこれは皆さんの間でそういう議論をされるのではなからうか、そう思つております。どつちがいいかというところはちよつと申し上げかねま

すが、目的におきましては、私はおつしやる通りと思ひます。

○湯山委員 今の御答弁、非常に含みのある御答弁なので、これ以上この問題についてお尋ねしようと思ひません。ただ、お願いしたいのは、中央会の方で、上の方でいろいろおきめになつたようですけれども、私ども、各県あるいは中央会の幹部の方々にも会つていろいろお話ししました。その御意見は必ずしも政府案に賛成ではありせん。むしろいろいろな心配をしてゐる向きが多いのです。上部の方だけで勝手にきめられるということについては、かなり末端段階では心配しておる向きもありますので、私も具体的なことは申しせん。保護政策についても、もうお聞きしないことにして、十分一つ御配慮願ひたいと思ひます。

以上で終わります。

○坂田委員長 次は、大野市郎君。

○大野(市)委員 時間の関係もございまして、いろいろお名指しして承りたいと思ひます。

最初に秦公述人にお願ひをいたしますが、承りますと、賃金の二重構造がすつきりしない、この基本法が生まれても、うまくいかないだらう、こゝろにふりかへて今私ども受け取りました、それから、なお、そのほか、この問題に対しては、御承知のように、農政に対する国家保護の法律を作らうというわけでございまして、国政はいろいろの場面を持っております。総合的な産業政策、総合的な社会保障政策、いろいろな政策があるわけでございまして。そういう意味で、農政を中心にしての法律でございまして、賃金の二重構造の改善ということは、その

意味で産業政策の中で当然取り上げられねばならぬと思つておりますから、この問題と関連はあるでしようけれども、法制そのものの価値においては、この法律の中でその部分が抜けておつても差しつかえないものじゃないかと思ひますが、いかがでございませうか。

○秦公述人 御質問は、私ども賃金構造の問題を強調しましたが、この賃金構造の改革ということがこの農業基本法の中に明文化されてないというところでありまして。そういう工合に私が言つてゐるがどうだということですが、私は、農業基本法の中にかりに労働政策あるいは賃金政策というものが明確にうたわれていなくても、場合によつてはいいと思ひます。ただし、私が知つてゐる限りでは、たとえば経済白書を読んでもみましても、賃金構造について今後は二重構造を急速に改めるといふような政府の方針は、少なくとも私はつきり見たことはないのではありません。たとえば、今後の自由貿易について、日本で伸びていく産業はどうあるところを見ましても、繊維産業だとか、あるいは雑貨だとか、あるいはトランジスターのような、非常に労働集約的なものを中心にして日本の貿易は伸びていくのだ、ということは、今私があげましたようなものはかなり低賃金労働が多いのでありますが、それが経済白書の中に明確に書いてあります。それが、もしそうだとしますと、これは、日本では、少なくとも現在の段階で日本の低賃金労働というものを改

善していく、そういう何かはつきりしたものが私には感じられないのであります。そうだとしますと、おそらく、今後、農村におけるそういう労働力の流動というものが、私が希望しているような方向では実現しないのではなからうか、こういうことを感ずるわけでありまして。そういう点が、何らかの形で、関連立法でもつけようですが、明確に打ち出されてゐるならば、私は安心しますが、私が知る限りでは、少なくともそういうことはないのであります。申し上げたわけでありま

○大野(市)委員 この基本法の問題につきまして私が申し述べたので、今の労働政策の問題で低賃金がだんだんなくなることを望むのは、所得倍増をうたつておられますが政府としましては当然考えておると思ひますので、この点は一応それだけにいたしておきます。

その次に、秦さんと小林さんに承りたいのでありますが、自立経営農家の条件に伴ひまして、また、そのほか予算の問題とかその他の畜産などの今までの政府のとり来つた実際のミスもございまして。そういうことではなはだ不満であるので、それらをコンクリートにしたいという御説に拝聴しました。特にその後段の方はあとにいたしまして、自立経営農家の条件の問題につきましても、いろいろな説は流れておりますけれども、この法律の中の十七条にもございまして、実は、その場所によつて自立経営の規模というやうな問題がいろいろあり得るわけでありまして。従つて、二町五反とか、そういう固定したもので自立農家を固め

てしまおうという意図はないのでござ
いますので、そういう前提で自立経営
農家が零細農に転落するであろうとい
うお疑いは、御意見としては承りませ
けれども、政府の提案、またわれわれ
の理解するところでは、もっと弾力性
のあるもので自立経営農家の内容を考
えておりますので、この点は見解が違
うのかもしれないけれども、この点
に対して、お二人にもう一回、簡単に
ようございしますが、私どもはさうい
う考えを持っておりませんが、それでい
かがでありますでしょうか。

○小林公述人 お答えします。

私は自立経営農家の定義というものは
二町歩と聞いておるのです。しかし
ながら、大野先生おっしゃる通り、二
町歩と定義してもだめだということだ
けはつきりしております。従って、
自立経営農家の創設にあたりまして
は、綱島先生も強制するのじゃないと
いうことをおっしゃつてみましたで
すね。強制するのじゃないというお言
葉であるならば、それはできないです
ね。私はできぬと思います。つまり、
農地改革をやりましたも、あれは一
つの法律でもって強制的にやったか
らできた。今度のこの基本法は農業改
革だと思ひます。農地改革に対して農
業改革であり、いわば革命なんです
ね。大げさに言えば農業革命だとい
うのがわれわれの考え方、そういうと
きに、自由意思にまかして自立経営農
家を作っていくのだということでは、
これは私はできないと思ひます。従っ
て、私がお話するのは、政府として
は強制するからでございまして、
その場合に、ほんとうに先ほど申しま
したただ一町歩前後の農家が一番苦し

んでおります。そういう人の負債整理
をしてやる。同時に、土地は買えませ
ん。これは私はつきり申しますが、
買えませんが、都市近郊の値上りをい
ゆる山師的に考えてやれば別でありま
するけれども、純心な農民の気持でや
ろうと思つたら、十万とか二十万の資
本投下はできません。時間がありませ
んから申し上げませんけれども、結局
長期低利の融資、これは付随していま
す。さらにまた、政府のいわゆる国有
林、そういうものの払い下げをして、
国家の事業——私はさういふことを言
うのです。農民連盟の中央委員会へも
よく出るのですが、あの富士山麓を
開墾すれば二百万町歩ある。ところ
が、あれを個々に渡して開墾しては
だめなんです。だから、用水公団は各
所にできておりますね。たとえば私の
隣県では愛知用水公団というものが
できておりますから、私は、土地開発公
団というものを政府が作つて、さうし
て富士山の七合目くらいのところへさ
く泉をして、水さえあれば、あれは火
山灰でもありますので、畜産振興に役
立つのですから、そういう土地を造成
して、二百万町歩の広い原野を、これ
は放牧地として提供してくれさえすれ
ば、農民は喜んで入植もしましたよ
うし、ついでいける。さういふことで、
低利長期の融資、これと、それから開
墾事業で土地を造成して、政府がある
程度援助してやる、さういふ制度でな
ければ、私は、二町と定義されまして
も、自発的に君らは一つやれと言われ
てもできません、さういふことを申し
上げたのでありまして、まさに関連の
ことを申し上げなかつたので、誤解を
受けたのですけれども、長期低利の融

資、たとえば近代化資金助成法でい
きますと、七分五厘になっていきます。
団体の場合は八分五厘、それから個人
は七分五厘といたしまして、それに対
して一分とか二分の利子補給をするこ
とになっておりますね。しかし、あれ
とて、七分五厘の金を借りて土地を購
入するといふことは、農民はやりませ
ん。その点だけはつきりしてございま
す。同時に、私は、今、五百羽養鶏を
やらさうと思つて、養鶏場を建てまし
て、目下育成をやつておりますけれど
も、これとても、鶏舎から何から建て
ますと、約七十万円の資金がかかる。
最小限度見積もつても五十万円かか
る。その五十万円の金を農協で借り
たつて、七分五厘ないし八分というよ
うなさういふ高利の金じゃ、養鶏だつ
てできないと思ひますから、その点、
二つを言ひ落としておりましたので、
申し上げたのであります。

○秦公述人 自立経営農家を政府案で
は別に二ヘクタール前後とかさうい
うところに固定的に考へておるのじゃな
いのだ、幅を持って弾力性があるのだ
といふことではあります、私も、かり
に自立経営農家といふものを考へると
しますと、これはやはり、その農業
経営形態とか、あるいは地域別、さう
いふことによつて、自立し得るさうい
う面積といふものは幾らかやはり幅が
なくてはならないと思ひます、ただ、
私申し上げたいのは、その場合に現在
考へられておる自立経営といふのを一
体どういふ概念で考へておられるの
か、さういふことなんでありまして、こ
の自立経営といふことが、日本的な自
立——日本的と言つてはおかしいので
すが、非常に零細経営と言ひますが、自

作主義、さういふのを前提として自
立経営といふものを考へておられると
すれば、これは、私先ほど申しました
ように、早晩やはりまた同じような転
落の問題が起つてくるのじゃないか
といふことではあります。それと、こ
れはやはり自立経営を一個の企業とし
て考へるならば、私は今言つたような形
で自立経営といふものを考へておられ
るとすれば、これは企業になり得ない
と私は考へます。従つて、これを企業
化さうといふのは、非常に無理であり
ます。これはあくまでもやはり零細な
家族経営の域を出ない自立農家だと私
は考へておるわけでありまして、さう
いふ意味で、若干の幅はありまして、
将来、おそろく、非常に大きな資本の
側の成長のテンポの早いのに比べて、
さういふ程度の自立農家である場合
には、生産力の格差といふものは、幾
らかでも縮小するといふのではな
く、場合によつては現在よりもさらに
開くのじゃないだろうか。それから、
所得の均衡と申しまして、これは均
衡といふのが一体どういふことなの
か、私、はつきりいたしません、こ
の所得の均衡にいたしまして、それ
が縮まる可能性が非常に薄い。文字通
り、均衡はおろか、縮まつていく可
能性さえ薄いのじゃないかといふ気が
します。さういふ点から、私、将来転
落の可能性があるといふことを申した
わけでありまして。

○大野(市)委員 明らかにいたしました
のは、小林さんのお考えは、強制的で
なければできないという御意見でござ
いますので、これは私どもと見解が相
違つるので、御意見として承つておき
ます。

なお、自立経営農家が零細であると
いうお話でございしますが、花卉の栽培
などを専業にしておる人たちは、わず
か数反の農地においても数百万円の粗
収入をあげておる実例も知つておりま
す。あるいはまた、多角経営で、一町
五反くらいでも反当十万円をあげてい
る実例もわれわれの農村で知つてお
りますので、いろいろの場合がありま
すことをつけ加へまして、これは議論に
なりますので、これで次に移ります。
しからば、この社会党も自民党も
もにこいねがつております農家の所得
の向上の問題に対して、さういふ方法
が一番妥当な方法かといふこととなる
と思ひますが、たとえば、農地の所有制度
の問題に對しては、これは当然分配
の問題に關連をいたします。この点に
對してどんなふうにお考えでありま
しょうか。念のために、社会党さんの
案は、すでに御存じの通りに、いわゆ
る共同の保有に移行するようにこれ
を持つていくのだ、全額を国庫負担で土
地改良、農地造成はやるが、その前側
に、いわゆる共同の、正確な言葉で
言へば、国は農業経営共同化を促進す
るためという条件付で、全額の国庫負
担をやろうという思想でございすか
ら、従つて、いわゆる農地所有制度
は、個人の所有を離れて出資の形に移
る。それらの出資の加入脱退にあたつ
て、脱退をいたすときには農地は戻ら
ない形でございまして、さういふよ
うな農地の所有形態が基本的に変わる
可能性があるのでございまして、さうい
ふことを前提といたしまして、今の農
地の所有制度並びに分配制度に對し
て、農民の反応はどんなものか、まず
秦先生にお聞きしたいと思ひます。

○桑公述人 農地の所有・分配に対して農家がどういふ反応を示しているかというところでありますが、私、社会党案でも土地の私有権というのを初めから否定してかかっているとは思いません。であります。そういうことではないだろうかと思ひます。共同経営化という問題は、これは完全な社会主義国が共産主義国にならなければ、おそらくそういふ私有権の否定という段階はあり得ないわけでありまして、まさか、将来十カ年を一応とりまして、その段階ですぐそこに飛んでいけるとはとうていだれでも考えないことでありまして、そういう非現実的なことではないと私は思ふのであります。

共同経営化という問題は、先ほども私申しましたように、その形態、段階、こういふものが非常にいろいろありまして、それぞれの地域に応じて、あるいは作っている作物に応じて、最も効果的なことから、ある面には部分的な共同経営になりまして、あるいは生産手段だけの共同になりますのでしようし、そういう方法をできるだけ促進をしていく、こういふことがまず何と云つても最終のやり方だと考えております。もちろん、農家自体が積極的に、自分たちはもう土地の所有権を放棄して、五町なら五町の土地の所有権にしたいのだ、それを法人なら法人で持たないのだという積極的な意欲がある場合には、それをもちろんな積極的に取り上げなくちゃいけない、こういう工合に考えるし、国としてはそういうのをできるだけ促進してやるという方法を講ずべきだと私は思ふのであります。

御質問の、そういうやり方に対して農民がどういふ反応を示しているかというところは、これは共同経営に対しては非常に強い関心を持つていて、これは事実であります。私たち農村に行きまして、じかにそういうことを感じます。なぜそういう工合に関心を寄せるかという、農民自身が現在のようにな細規模ではもうどうにも逃げ口がないんだというのを身につまされて感じていられるのであります。その脱出の仕方として、共同経営というのが非常に強い関心を持っていて、そのことがやはり私たちには相当強く心にとめておかなければならぬ問題じゃないかと私は考えております。

○大野(市)委員 ほかの方にもお聞きしますけれども、時間の都合もありまして、桑さんに重ねて……
ただいまのお話の中で、農地の所有制度の問題を申し上げたので、協業組織の問題には私御質問いたさなかつたのであります。協業組織はわれわれも十七条で取り上げておるのであります。共同所有の問題をお聞きしたのでございまして、その共同経営の中で、いわゆる農地の個人所有を放棄してというお話が先ほどありました。農民が自己の農地を放棄することを望むならば、これをやはり取り入れて施策をすべきものであるというお話を今いたしてきました。そういうことでございまして、いわゆる農地所有という形にそれは変わらぬと思ひます。法人会社の形式でなくて、あなたの、農地を放棄してというところであると、農地所有の形態に変わることとおっしゃったと思ひますが、私、聞きたいのは、そういう形態に変わったときにどうかということ

を、分配の問題にちなんで非常に心配します。確かめたいのであります。いかがでございませうか。
○桑公述人 私の言葉が少し足りなかつたかと思ひますが、これは、つまり、農民自身が、自分の五反なら五反の所有地だけではどうにもならない、隣の人は七反持つていて、その隣の人は六反持つていて、これを個々別々にあぜをちゃんと切つて別々に経営をしていたら、これはどうにもならない、まああぜも、一応耕転機でも入れるならば、なるだけ狭い地域にあるあぜを取つて、もつと能率的にやろうじゃないか、こういうことになれば、これはもちろん法律上の所有権を放棄するといふところまでいかなくても、やはり集団的な共同経営といふことが、そういうものを促進できるように助成してやるべきだ、こういうことを申し上げたのであります。農家自身が個々の所有権を放棄して何人かの所有権にしよるじゃないか、まあ共同所有でありまして、共同所有といふことを農民自身が希望するならば、——共同所有はつまり別な言葉で言へばあるいは場合によつては法人というやうな形態をとるかも知れないと思ひますが、そういう場合にはやはり法人として認めてやつて、ちゃんとやれるようにしてやつたらいいじゃないか、こういう趣旨であつたのであります。

○大野(市)委員 そういふ場合に、分配の問題で心配がございせんでしょうか。
○桑公述人 分配と申しますのは、やはり、法人にしますれば、出資に応じて、あるいは労働力の提供に応じて、おそろくこれは事前に厳密な計算がな

され得るはずだと思ひます。これは、私が知つてゐる共同化の例なんかでも、一つの共同化を行なうために、三年くらい計画を家族も含めて練りに練つて、その上で、所得をいかに分配するか、こういうことまで非常に綿密な計算を立ててやつております。それでもなかなかすぐそのまゝ成功するわけではないことは、一がいには言えないわけでありまして、非常にむずかしい問題が分配関係にはあるだらうと思ひますが、そういう面に関して、やはり、できるだけそういう零細経営の人が共同経営によつて食つていけるように国家の政策で保護助長するといふことが望ましいと思ひます。

○大野(市)委員 あなたも、先ほど、社会主義の政權でもできなければならぬ、というお話がございましたが、私も、社会党も大いに成長されていろいろな形で動かされるのはいいことだと思ひますが、そういう遠きおもんばかりをいたしませんと、実は、私が心配いたしますのは、あなたの言われた限りの、たんぼのあぜだけの形で一緒にしようという程度の、所有権を保有しながらの場合、個人の私有の場合で、土地を出資させていったとき、非常な混乱で、八カ月かしか続かなかつた実例がございまして、これは、いわゆる中共の……
〔発言する者多し〕

ります。個人の私有で土地を出資させたのであります。ところが、八カ月、十カ月たないうちに高級合作社模範定款に切りかえたのでございまして、そのときは、土地の私有制を、農民の自発的な願望によるという世間に対する発表であります。これを無償で土地の提供をなさしめまして、集団所有制に農地がなつたのであります。これが高級合作社であります。八カ月か十カ月たないものであります。私は、将来においてどういふ政權ができるか知りませんが、社会党政權、社会主義政權の使い分けをせらるる社会党の本年度の方針といふものなどを見ますと、農民諸君が、ちよつと迎合的な全額国庫で土地改良をするなどといううまげなえさにかかつて、万一そういう間違ひになつて、土地の執着性といふものをわれわれは農民の本質だと思つておるのに、ふたをあけたらがらんじがらぬで、集団所有制になつてしまふのではないかと、このときに起こつたのは、初級合作社から高級合作社に切りかえるときの契機が分配問題なんです。いわゆる労働と土地の分配比率の問題、分配の問題でけんかが起きたのを契機にいたしたのであります。この点に対しましてあなたの御見解はいかがでございませうか。

○坂田委員長 時間もなですから、両方とも簡潔に願ひます。
○桑公述人 ちよつと質問の趣旨を確かめてよろしくございませうか。
○坂田委員長 簡単にやつて下さい。
○桑公述人 質問の趣旨はこういうことだと思ひます。つまり、共同経営化といふことになつてくると、農家は

いきなり土地の所有権というものを否定されて集団所有、共同所有というようになことに移行するといふ場合に受け取って心配しているのじゃないか、こういうことでありますでしょうか。

○大野(市)委員 社会主義政権の天下のときはいざ知らずといふあなたのお言葉があったものですから、そういう形の実例がありますので、そういう実例において分配の問題で争いが起きたのであります。あなたはどんなふうにお考えになりますでしょうか。

○桑公述人 社会主義政権の場合にどうなるか、共産主義の政権の場合にどうなるかといふことは、私が少しばかり勉強しました例でも、やはり今おっしゃったような事例もありましたし、それから、うまく移行していった例ももちろんあるわけでありまして。社会主義政権になったから必ずそういう分配についていざこざが起つて、中級から高級へ移る場合にうまくいかないんだ、そういう問題をめぐってうまくいかないんだとは必ずしも私は言えないと思うのであります。これはもちろんうまくいかない場合も事例としては出てくると思いますが、いく場合の事例もより多く出てくると思います。その点一がいにとりだといふことは言えないと思つております。これはやはりそういうプリンシプルに従つて政策を実際に行なうその行ない方いかんにかかってくると思います。

それから、少しその問題から——今申しました現在問題になっております共同経営の場合でも、もちろん、今おっしゃいましたように、共同経営を一人やつてまた失敗した例がたくさんあつたわけではあります。また、成功した例も同じようにあつていくことができるわけ

であります。しかしながら、私が先ほどから繰り返して申してまいりましたに、経営規模を少しでも拡大し、あるいは企業として成り立ち得るような農業を育成しようと思ふならば、共同経営といふものが一つのそういう目的のための重要な拠点になり得る、これに對してやはり国家が助成し、促進しなければいけないといふことを私は特に希望するわけでありまして。

○大野(市)委員 時間もありませんから、これでやめます。やはり見解の相違でございますので、この点は私も保留いたします。

時間が来たようでありますから、最後に一言だけ。小林さんは、いろいろ農民諸君がこの問題にちゅうちょしておるといふお話でございますが、私もその調査いたしました単位農協あるいは農業会議所、これらの大勢は、いずれも、ぜひ通せ、社会党の案があつても、これはいつ通るやらわからぬのだから、待ち切れないから、早く自民党の案を通せといふ声をたくさん聞いたのでございまして、あなたの所属される団体ではそうではございませんでしょうか。

○小林公述人 私どもは通すなどというのじゃないのです。もつと具体化して、農民が安心するようにしてから一つ通して下さいといふのであつて、決して要らぬとは申しません。ほしいことは手の出るほどは申しませんが、十分審議されて、不備欠陥がありますから、それを正して、農民のほんとうに好むような法案にしてから通して下さい、こう願つておるわけでありまして、その点は決して否定しないのであります。願つておるといふのは、十分手を

合はして押andoおりますから、どうぞその点を……。

○大野(市)委員 一言だけ小林さんに申し添えたいのでございまして、この基本法のような考え方が通らないために、毎回予算措置のときに非常に難儀するのであります。そこで、この法律を通したいだいて予算措置も含めて早くやりたいといふのが非常に強い願望であることを申し添えて、終わります。

○坂田委員長 次には、橋崎弥之助君。

○橋崎委員 午前中からいろいろとお話を承つておりますが、政府の基本法は、御承知の通り、答申案から農林省案ができ、そしてそれに自民党の基本問題調査委員会からの意見が出、そして政府案が出た。午前中のお話でも、政府案が支持される先生方の中でも、田中さんあるいは大坪さんややはり若干の意見の相違があつたやうな気がするのであります。というのは、やはり、経済合理主義的な考えと保護政策的な考えが政府の案の中に同居しております。田中さんや大坪さんや大坪さんのような案が同居してゐる。そしてまた、国家に引き戻しますと、池田さんのような経済主義的な考え方と、同じ与党の中でも農政議員団の保護政策的な考え方とが政府案に混同しておるから、非常に一貫性がないし、具体性が欠けてくる、こういうふうになつてくると思ふのです。しかし、この政府案の発想の基礎は、農業の立ちおくれなり農業そのものを経済の成長政策の中で解決していく、言うならば、基幹産業と申しますか、重化学工業を中心とした成長政策の中で農業を従属的に解決して

いくのだといふことに変わりはない。私は思うのですが、その点について泰先生と川野先生のお考えを、イエスかノーかどちらでも簡単でよろしくございませう……。

○川野公述人 発想法としてどうかといふお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、これは私の推測ですが、基本的には、やはり、まず第一原則の実現により第二原則の保障を期するといふ考え方でじやないかと思ひます。お尋ねの焦点はそこにあつたと思ひますが、個人的にはそう考えております。ただ、繰り返すにようになりますが、生産性の向上によるとか、あるいは向上をはかりですか、もつてという二字がないといふことはなかなか含みがあるのじやないか、そんな感じがいたします。

○桑公述人 政府案と社会党案の中で発想の違いがあるかどうかという御質問であります。私はあると思ひます。

これは、つまり、社会党の場合には、おそろく、こういう発想の仕方をしておられると思ひます。これは私の推測ですが、間違つたら訂正します。社会党の場合には、おそろく、日本の農民が今後さらにその農業を発展させて、農民自身の生活を確保し、そして文化的な、あるいは非農業の所得といふものと均衡したようなそういう生活を確保するためにどうしたらいいか、それは単に国内の農業だけの問題でなくして、世界農業とか、あるいは世界経済とか、日本の国内の経済的な変化とか、そういうことももちろん前提にされているかと思ひますが、そういう観点からこの法案を作られたの

じやないか。もつとも、私、社会党の案でも個々の点について若干文句がありますが、それはここでの質問の外でありますからおきまして、そういう工合に私は受け取りました。

それから、政府案の場合には、これは、日本の現在の農業の中に、経済合理主義といひますか、それを貫くためにはどうしたらいいか、これが発想の基本になつてゐると私は思ひました。御質問にその点だけお答えいたします。

○橋崎委員 そこで、私は、政府案の基礎は、成長政策の中で農業の立ちおくれを回復していく、つまり、成長政策に従属的に農業を解放していく、言うならば、神頼みと申しますか、他力本願と申しますか、そういう発想であると思ひます。そこで、この政府案のねらいは、生産性を高めて所得の均衡をはかるということであると思ひます。そこで、農業の所得不均衡政策を成長政策の中で解決していく。そうすると、均衡政策の中心は、簡単に言うと、人口移動の問題であるし、農業の構造改善の問題である。その二つを成長政策の中で解決していく。もしその二つを成長政策の中で解決していくとするならば、私は、成長政策は次の二つのことを解決しなければならぬと思ひます。その一つには、一体人口移動から考えて労働行政がどうなつておるか、二つには、農業近代化の基盤整備の問題がどうなるか、この二つを同時に成長政策が解決しなくては、この政府の案といふものは、私どもが言う農業の切り捨てといふことになつてくると思ひます。ところが、労

勤行がどうであるかという、もうすで何回も言われておるうちに、成長政策が現実において農民にとって安定した職場を保障していない。これは、すでに、失業者が何人おるか、潜在失業者が何人おるか、あるいは社会保障制度がどうなっているか、そういう問題を考えると、これははつきりする問題である。それから、近代化の基盤の問題にしても、先ほどから言われておる通りに、倍増計画の中で十年間の経過を見ても、十六兆のうちの約一兆、約六〇％という行政投資しか見ていない。これでは、成長政策の中に農業を繰り入れるといつても、農業政策を放棄することになるし、たとい農業政策であっても、農民のいない農業政策だと言われる点はこのにあると思ふのです。そういう労働行政にあるいは近代化基盤の現在の政府案の考え方はあまりに政策効果だけ急ぐということになると貧農の切り捨てになるし、これは農業の立ちおくれをほんとうに全体的に解決しないと私どもは思ふわけですが、この点について中村さんと川野さんの御意見を承りたいと思ふいます。

日常の問題にふつかつておりますので、この辺の労働行政、特に繰り返して申し上げますが、最賃制の確立は農民にとつても火急に迫つた問題であると思ふと私は確信しております。

○川野公述人 私先ほど申し上げました通り、この法律の運用において特にわれわれが問題として考える点はこれこれしかじかというものを申し上げたわけでありますが、まさにその点について言及かと了解いたします。

一つ落としてしまつたけれども、特にこの場合重要な問題の一つは、所得格差の率が、地域格差であるという率が非常に強いということですが、これを一つ申し上げまして、特に地域格差は正の措置といふものは、いわばこの法律のあとに続くものとして考えられることが終始首尾一貫するゆえんではないか、このように考えます。

○楠崎委員 最後に一点だけお伺いします。一案先生は、いろいろな意見を取り入れて十分国会で議論をしてやつて下さい、小林先生も、農民が十分に納得のいく、ほんとうに立ち直ることができるりつばな案にして通して下さいという御意見だと思ふのですが、今実際農民の方がどの程度までこの農業基本法を理解しているか。政府案なり社会党案なり、各政党とも一生懸命やっておりますけれども、どの程度下部に浸透しておるか。こういう内容がわからずに、ただ基本法さえ通ればいいのだというような考えが割とあると私どもは思ふのです。内容がどの程度までほんとうに農民に理解されておるか。私どもは、そういう点では、十分農民に理解させるまでこの論議を深めて、いやしくもこれがただ単に基本

法を通せばいいのだというよりなこと、この国会で無理やり通すというよりなことではいかぬと思ふのですが、その点、農民の理解の程度と関連させて御意見を最後にお伺いをいたしたい。

○一案公述人 農民がどの程度理解しているかということは、これは非常に言葉で言うのはむずかしいと思ふのです。ほんとうに程度問題です。ですから、私たちの見るところでは、政府においても自民党においても、さうによく徹底さすべく今大わらわでやっておりますように聞いております。社会党の方におかれましても同様でございます。それが完全になるのか、あさつてになれば完全になるのか、そこらの点は先方でも適当に御判断していただきませんと、私どもの方で申し上げるのは僭越であるし、また、非常にその程度が困難で、事実さういふ状態でございます。ですから、大へんむずかしい問題でございます。責任ののれのようなこととでございますけれども、相当な関心を持っておりますことも事実でございます。ですから、それから、この点は、私ども先ほど申し上げましたように、基本政策なり、国の基本的態度の決定が大事だということに、両方とも基本法基本法という固有な名前を早く出されまして、名前が相当普及しておると思ふのですが、中身の方は私ども自身もつかんだのは最近のことでございます。私どもは、極端に言えば、名前はまだ未端法でもいいから、内容において、先ほど言いましたように、ほんとうに国の態度を早く確定していただきたい。しかし、やはり形から実が出てくるので、基本法ということ唱えられ

た結果ここまで持つてこられたそれぞれの関係者に敬意を表する次第であります。

○小林公述人 私たちは、組織を通じて、相当政府案もそれから社会党案も下へは流しております。しかしながら、今一案事務が申されたように、実際法案の内容を一条からずつと検討して、そして自分の将来がどうなるのかというのを検討されておるの、おそろしく一割程度と私は思つております。しかも、農業基本問題調査会の答申、これについては再三私ども講演会を開きまして、相当専門家を連れて参りまして説明をしたこともございす。しかしながら、今度法案が国会に提案されましたが、その内容については、先ほど申しましたように、あまり知っていないのではないかと、どちらかと申しますと、私も、実際は、この法案の内容をほんとうに一条々検討したのは、公述人に呼び出されることになつてから、それでこれは一つ一条一条やらなければいかぬわいというやうなことで、にわか勉強して来たやうなことです。だがしかし、検討してみますと、答申案で検討は大体三つに分けて検討しておるから知つたわけでありまして、そこで、農民諸君がほんとうに自分の将来とにらみ合せてこの法案がどうなるのかという検討をする機会を与えてやつていただくことが私は大切であらうと思つております。

○楠崎委員 終わります。

○坂田委員長 入木徹雄君。

○八木(徹)委員 時間が切迫いたしましたので、簡単に伺ひたいと思ひます。

朝来社会党の御推薦の公述人の先生方のお話を聞いておきますと、主として述べるところは構想論であり、また価格体系論である。この二つにしばらくしておるといふ感じを受けるのであります。極端に言うならば、この二つを除く政府案に対しては御賛成をいただけるのではないかとと思ふほど、それほどの二つにしばつて御意見が多かつたと思ふのであります。

そこで、秦さんに最初に伺ひたいと思ふのでございますが、秦さんの御意見を聞いておきますと、政府案の自立経営農家の育成といふことは、それはいわゆる企業的農家とは考えられない。零細農の範疇に依然として入るものである、あるいはまた、この貿易自由化の方向の中で、この自立農家のやうなものでは国際競争に敗ける、端的な理由として、外国の十馬力、二十馬力の耕転機とメリーティラーとの比較においてそれが端的に現れておる、こういうやうな御意見であつて、それがために、社会党が唱へる農地の造成並びに経営の共同化以外には救済はないんだというやうな意味の御発言があつたと思ふのであります。しかし、ここで一つお伺ひたいと思ふのでございす。基本法でわれわれが指向しなければならぬものは、もちろん日本の農業の持つておる一つの弱点をいかにしてカバーするかのことが大事であります。そういう意味で、日本農業の最大の弱点である零細性といふものをいかにして脱却するかといふことが一方において明らかにならなければなりません。しかし、いま一つ大事なことは、日本農業の特徴といふものをさらに高めていくということが一方

において必要でないか、こう思うのであります。日本農業の特徴というのは、申すまでもなく、技術の優秀性というところにかかっていると思うのでございまして、ただ作付計算的に各国と比べて、いわゆる二ヘクタールあるいは二・五ヘクタールという数字では小さ過ぎるではないかということだけでは片がつかぬと思います。もちろん、先生の立論の中には、二・五あるいは二ヘクタールにするにしても、それが実際問題としては土地造成をやらなければできぬではないかという意味のことがございまして、そこで、特に最初にお伺いしたいと思ひます。それは、社会党が提唱しておる三百万ヘクタールというものの土地造成をする、それを国家の手によって農民に分配するという形に持った場合、それは現在の経営規模の一・五倍になるということの意味するわけですが、そのこと自体によって、日本農業が世界農業と拮抗できるような基盤ができるというようにお考えになられるかどうか。それから、もう一つ、経営の共同化をやりさえすれば、たとえば非常に卑近な話を申し上げますが、あなたは十馬力、二十馬力の耕耘機でも買えるかのごときをいうお話をなさった。ところが、小林さんは、日本の土地条件からいうものは現実的にはできぬというお話でございました。そういう意味で、経営の共同化と、それから社会党の三百万ヘクタールの土地造成ということだけで、あなたは、大丈夫だ、そういうふうにお考えになられるかどうか、まず第一にその点を伺いたいと思ひます。

○桑公述人 私の考えは、社会党案の中で言われている三百万ヘクタールが、はたして実現するのかもしれないか、実現の可能性があるのかないのか、この点も少し私はこまかな検討の必要があるかと思ひます。それから、私が、共同経営化等をやりさえすれば日本の農業はすべてうまくいくんだ、こういう工合に言っているとおっしゃいましたが、私が申し上げておきますのは、共同経営というものは、農業の、ことに日本のような零細な農業経営の場合には、いわゆる企業的な農業とか、あるいはもっと労働の生産性の高い農業に持っていくための重要な拠点だと申しているのではありません。それさえやれば万事オーケーだという工合には申していないのであります。それから、自立経営、かりに二ヘクタールといたしまして、それでは企業として成り立ち得ないと、私は確かに申しているのではありません。私は自立経営自体を否定しているのではないのであります。現在考えられている程度のそういう規模での自立経営については、私は、企業的人格という点では非常に欠ける点があるのではないか、同じ自立経営を作るならば、さらに五ヘクタールだとかあるいは七ヘクタールだとか、そういう規模での自立経営というものが、農業の近代化という場合に、あるいは労働の生産性を飛躍的に高めるという場合には、よりいいんだということをおっしゃっているのであります。しかしながら、先ほどから私申しましたように、そういう工合に経営規模を拡大しようとすれば、反面に、先ほどお説明しましたように、阻害条件というものがあまりに現在未解決の

まま置かれているのであります。それが解決されないままに現在考えられている自立経営というものに重点を置くとしたら、今申しました程度の零細な自立経営では、労働生産性を高める所得を均等させるというそういう所期の目的はなかなか達しないんじゃないか、こういう工合に申しているのではありません。○八木(徹)委員 重ねてお伺いいたしますが、いわゆる農民の数というものを他の産業に原則的に移動しないという建前に立つて、そうして農業経営を他の産業に均衡するようにしていく、その手段として、社会党は、三百万ヘクタールの土地造成あるいはいわゆる共同経営、こういうことによつて達成できるかのごとく言っておられるのをごいいますけれども、しかし、絶対数の多い日本の農民というものを中心に考へた場合に、その程度の土地造成なり、あるいは少ない反別の人が共同しても、それに従事する人間が依然として同じような人間が従事するということであれば、少々の生産性は上がったとしても、分配においては多くは望めないことにならうと思ひます。ところが、そういう点について社会党案に対する考え方をどのようにお持ちになつておられるか、伺いたいと思ひます。

○桑公述人 私は、社会党の方々でも、これから経済がどんどん発展していく過程で農村人口なり農業人口が減少していくとお考えになつていない、現状維持だという工合にはおそろく考へておられないのじゃないか。先ほどから私が説明しましたが、過去の日本の例で見ると、農業人口はなるほど五・九割という工合にかなり大きな幅で減つていくけれども、農家戸数は減つていない。ここに問題があるというところを私は申したわけである。今社会党案はどういう工合に考へるかというふうな御質問であります。私は、社会党案の中には、農業人口は経済の発展につれて減つていくということを前提にしていてお考えであります。○八木(徹)委員 それでは、その問題には触れませんが、次に中村さんにお伺いしたいと思ひます。これはあなたが述べたことには関連してないと思ひますけれども、あなたは、社会党案に対して原則的に全面的に認めた、こういうことと申します。その見解をただしたいと思ひますのでござい

ます。これは考え方には農業所得を労働所得に追従するということを端的に意味いたしてゐると思ひます。そこで、労働者の所得水準が上がった場合に、上がったうちどの程度のもので農産物の購買力にはね返り、価格の上にとどまるにはね上がつていくという認識を持っておられるか。また、実際にこの考え方をそのものを組合自体としてはお認めになれるかどうか、これ一つ伺いたいと思ひます。○中村公述人 お答えいたします。この第十五条に書かれてありますことは、私もこの字句の通り理解しております。と申しますのは、労働者の所得が高まれば、これに応じて食生活も高度化し、それに応じて国内の農産物の市場も増大していくだろう、そして、そういう過程を通じて、非農業の労働者も、それから農民も、ともに相携えてその生活を向上させていくことができるようになるのである、こういうふうに文字通り理解しております。御質問の点は、その問題に関連いたしまして、それでは、そういう考えならば、農民の所得は都市労働者の所得に追従して上がっていくということになるのではないかと御質問でござい

ますが、私はそれは考えません。と申しますのは、その一方で、農民の所得を形成するためには、やはり価格の問題を抜きにしては考えられないと思ひます。従つて、農民の所得を、われわれが主張しておりますように、生産費及び所得補償という観点に立つて労働階級と同じ所得水準で引き上げていくという、一方における価格保障が行なわれることによつて、農民も非農業

の勤労者も同じ歩調でその所得を高め、食生活を高めていくようにしたい。ただきたい、こういう考えであります。

○八木(徳)委員 重ねて伺いますけれども、農民所得のいわゆる生産費・所得補償といいますが、価格保障といふものを前提にするから心配はない、というお話でございますけれども、それなら、いわゆる農産物の大半といふものをそういふふうに価格保障をするというところが前提でなければ、そういう御意見にはならぬと思うのですが、その対象といふものをどの程度まで広げられるお心組みでいらつしやるのか、そのことによつて御満足しておられるのか、伺いたいと思います。

○中村公述人 それにはいろいろ考え方はあるかと思いますが、米を初めといたしまして、農家の販売収入の中に占まして重要な地位を占める農産物におきましては、政府が米のように直接価格支持をする方法をとる、あるいは、現在不十分ではありますが行なわれ、おります価格安定法による農産物の支持価格といふようなものをもつと拡充していつて、主要な農産物を通じて所得を維持し向上させていきたい、こう考えております。

○八木(徳)委員 それでは、最後に川野さんに一つお伺いしたいと思ひます。先ほどのお話の中で、所得均衡という一つの目標といふものがしつかりしてあるならば、それに達する手段といふものはそのときの情勢によつて弾力性を持たすことがよろしい、しかし、この法律案の中には、それにもかかわらず部分的に二、三の点においてあまりにも具体的に法案が作られてお

る節がある、このことは逆に弾力性を失う結果になりはしないかという意味の御発言があつたと思ひのであります。私も基本的な方針としてはこの川野さんのお説に賛成をするものでござ

いますけれども、端的に事務的に伺ひますわけですが、この法律案の中で川野さんが指摘するいわゆる弾力性を失わしめるおそれがあると思はれる点といふものはどれとどれを指しておられるのか、伺いたいと思ひます。

○川野公述人 私は例示的に申し上げましたので、必ずしも具体的に詰めて考えておりませんが、たとえば、先ほどちょっとあげました相統に際しましての経営の細分化の防止といふところがそうじゃなかろうかという感じがすね。それから、これは農協の方にあるいはおしかりを受けるかもしれないが、農地信託のごときも、具体的な措置といふものがあまりにもはつきりし過ぎていふやしないであらうか。それから、第三に、共同施設につきましましては、一般的な共同施設なのか、あるいは農業協同組合の施設に限るのか、ちよつと読み取れないような節もあり

ますが、この辺が、具体的に言へば具体的ですが、もつと広い視野で考えるといふことも可能なのではないかと、この感じがいたします。

○坂田委員 東海林君。

○東海林委員 一衆公述人に二つばかりお伺いしたいのであります。きわめて簡潔にお尋ねいたしますので、率直な御答弁をお願いいたしますと思ひます。

そのことを要望されたわけですが、それで、政府案並びに社会党の両案の目標として掲げておる点を考えると、自分としてはあまり差がないように思ふ、——実は、この点は、私どもとしては、その目標にも相当差があり、さらにそれを実現する責任においても相当差があるといふふうにはつきり考えておるわけでありまして、その点は一応おきまして、私どもは、政府の案を見ますと、目標も非常に大事であるが、やはり、これを具体的に実現する政策が農民にとつては非常に大事じゃないか。そこで、お尋ねしたいことは、政府のこの法案を検討されて、一衆公述人の希望である保護政策といふものがその中に相当強く方向として出されておるといふふうに御自分で考えられるかどうか、その点だけをまず一点としてお伺いいたします。

第二点でございますが、一衆公述人の属しておられる全中のこれまでのこの農業基本法案に対する要望の点、いろいろと出ておりますその中で一番強く主張されておつたと私が理解しておるの、二月十三日の全中情報にも出ておるわけでありまして、農産物の国内自給度の向上を基本とする、こういう点だと思ひます。御承知のように、社会党の法案の中におきましては、第一

条の目的のところにおきましては、第一に明確に書いてありますし、また、具体的な政策につきましてもその線に沿つていろいろと政策が立てられておるわけでありまして、ところで、政府案を見ますと、どこにもこういう表現は出ておらないばかりでなしに、先ほど橋崎委員からお話がありましたように、今後の農民の生きていく道は、他産業

の発展に期待してその方に相当の人間が出ていくんだから、残つた大農と目されるようないわゆる自立農家、一部に協業をやつて、そこで農家の所得も向上していくのだという点と、もう一つは、貿易自由化とも関連して、外国からの安い農産物の輸入にもある程度期待する、こういう点が出ておるわけですが、政府の計画を見ましても、現在の外国農産物の輸入額年二千七百億程度が、十年後においてはかえつてこれが増大して三千三百億程度になるといふような数字が出ておる点から見ましても、そういう考え方がはつきり出ているとわれわれは理解するわけなんです。一衆公述人は、政府のこの案を見まして、全中の強い要望であります農産物の国内自給度の向上という点を考えることができるのかどうか、政府案の中にそういう考えが入っているといふふうにお認めになつておられるのか、この点を第二点としてお伺いしたいと思ひます。

○一衆公述人 今後の具体策が問題であり、非常に重要であるというお話を承りましたが、これは私も同感で、先ほど申し上げた通りでございます。その方向としてそれが期待できるかどうかといふお話でございますが、これはまさに方向として期待をいたしたいのでございまして。現に、この農業基本問題調査会で答申の最終案を作る過程に、われわれはチャンスがある限りその訂正を申し入れたりしております。もちろん全部は入らないにしても、部分的に採用され、また、法案が政府決定になる過程におきましてもいろいろお願い申し上げておるわけですが、世間で、でき上がった今の法案に対して、

圧力団体の力で弱化したとか脅かきになつたとか、いわゆる経済合理主義一点張りである問題を処理していこうという考え方、こういう勢力が日本には相当強いと思ひますのでございまして、そういう方々から見ますと、今日で上がった法案が相当墮落した法案のごとくに言われております。私どもから言いますと、それは進歩である。たとえば、この成案からわれわれが承知する限りにおきましても、最初案文だけが世に出ましたけれども、前文をつけ

ていただきました。私どもの方としては、前文のしかも先ほど読み上げたようなところの核心を置いて尊重しておるし、そういう過去の傾向から見ましても、今後とも実施面がよくなる可能性があるといふことは言えると思ひわけでございます。そのためには、この農林委員会等にお集まりの皆さん方が党派を越えて大いにやつていただくことによつて、また、相提携し相切磋琢磨してやつていただくことによつて、大いにその可能性が実現する、そういうふうに、私はこの経過から見て、実際的に時間的に考えるわけでございます。この文章を、きょう一日の、きょうの瞬間においていかに悪いから、実際に生きた社会の政策でありまして、どうかいふ方向に一そうお骨折りをしていただきたいと願つておるわけでありまして。

自給度の問題に関しまして、現に立案の途中でお願ひに上がりましたときに申し上げました。これに対して、表現から見ますと、取り上げなかつたわけではないので、あそこで、

になりさえすれば造成できるような土地はかなりあると私は思います。これをほとんどそのままにしておくといふことでなくて、これは積極的に取り組まなくちゃならぬ問題であります。私は、現在その二点が積極的に解決されるならば、ある程度簡単にそこまでいく、まだ計算はしておりませんが、可能な問題だと存じております。

○藤田委員 ドイツにおきましては、男女の労働類型が截然としております。都市に農村人口吸収の可能性が、日本とは格段の相違で、非常に強いという特殊事情があります。現に、農村人口は全人口の二〇％、比率が日本の半分という状態でありますので、われわれはそのままドイツ方式を採用するわけにはいきませんが、ただ、社会党が既存の六百万ヘクタールに三百万加える、それを八十万の生産組合に分けるといふことになりまして、大体一組合が十ヘクタールないし十二ヘクタールになります。そうしますと、六百万の農家のうち一つの生産組合に七戸くらいが入るわけであります。それを一戸当たりの平均土地に換算してみますと、土地だけを見ました場合、政府案による一戸当たりの自立経営の規模と大体大同小異なんです。それで、私は、社会党の案からいきまして、この農業生産組合によっても先生の御指摘のような農村対策を完成することは非常に困難じゃないかと思うのですが、これは数字的に割り出しまして両方の案に対して農民の素朴な疑問が起きてくると思います。御見解をお伺いしたいと存じます。

○森公述人 その点、まだしさいな計算はやっておりますので、現実にと

りなるかということが今こではつきりいたしません、ただ、生産組合といふものを七戸で作つてみた場合を考へてみますと、たとえば五反の農家が戸別に経営をしておる場合と、それから、七戸で三町五反を経営している場合では、もう、私が説明するまでもなく、量の生産性はちろん違ひますし、それから生産コストの点でもかなり大きな差が出てくると思ふのであります。今御説明になりました一戸当たり直してみたらこれくらいだといふことは、確かにそれくらいであるかも知れないけれども、たとえば五反で経営しておる場合と三町五反で経営している場合とは、かなり問題が違つてくると思ふのであります。

○藤田委員 政府案の、二町くらいが自立農家の基準じゃないかという見解は、今から五、六年前に参議院の田中啓一氏が農業近代化法にそういう希望をうたつておりましたことが今日土地の広さに対する規模をこの程度にしておるのじゃないか、そういう誤解が政府案に対してあると私は思ふのです。私は、これはやはり、営農類型を作り、地域の格差を考え、自立経営の規模といふものはきわめて流動的に機動的に考へて基準を作るべきである、これは基準法成立後の問題である、こういうふうに考へておるのでございますが、まあこの点に關しましては先生の御答弁を私は御遠慮申し上げたいと思ひます。

次に、川野先生に簡単にお伺ひしたいのは、第一条は、率直に申しまして、政府案の表現はうまくないと思ふのです。生産性を向上すること及び生活の均衡をはかること、これは対立

的な規定でありますから、常識的な立法技術からすれば、やはり、農業の流動化、保護といふものを並行的に考へておるといふ誤解を受けます。私の三十一カ条を通過しての印象としましては、前段の生産性の向上といふものはやはり後段の形容詞的な表現であるといふふうに見たいのでございます。これはどの法律であつたか私記憶ありませんが、ほかにやはりそういう解釈を法制家がやつておる法律もあると思ふのです。だから、表現をそのままあまり正直に読まないで、やはり、後段の保護に中心があつて、前段はその形容詞である、このように読む必要はないかどうか。それを申し上げますのは、第十五条の「自立経営」のデフィニションがカッコしてあります中では、正常な構成の家族の農業従事者が正常な能率でほぼ完全に就業し得る家族農業経営で、とあるのです。これを形容詞的に、そのあとに、ほかの産業従事者と均衡のとれた生活ができるような所得を確保せよとある。この自立経営の定義を見ますと、やはり、第一条をここで修正しておる、奇しくも立法者の意思が第十五条の自立経営の定義で修正されているといふふうに、これはやや強弁になりますが、私は思ふのです。専門家の川野先生の御見解をちょっとお伺ひしておきたいと思ひます。

○藤田委員 もう時間が参りましたから、これで打ち切りですが、最後に一つ、一衆さんと中村先生に伺ひます。私は、政府案も理想的なものではない、欠点は多々包蔵されておる、これは率直に認めます。しかし、この基本法だけでなく、この関連法を集成して新しい農政の方向ができるわけでありまして、基本法で足らざる点は関連法律で修正するという方法もあると思ふのです。社会党の関連法律を見ますと、たとえば農村近代化法とかあるいは農業経営近代化促進法あるいは農業加工振興法、牛乳法、農業生産組合法等、十一の新しい法律のほかに、現存の法律を九つ改正していこうというわけなんです。この社会党が新しく計画しておる十一の法律を見ますと、いずれも膨大な財政資金を要する法律なんです。私たちが現在出しております関連法律を見ますと、きわめて現実的で、現在の政権を担当する政府としての良識ある関連法を用意しておるわけでありまして、それで、お聞きしたいことは、一衆さん、どうでしょう。この基本法でもやはり、継続審議という御意見もさつき中村さんからもありましたけれども、何はさておいても通してもらいたいということが一衆さんの真意であると確信します。それから、中村さんも、この政府案は欠点はあるが、やはりこれでもないよりはベターだといふ感覚じゃないかと思ふのです。これが通らなければ現状維持なんです。一つこの機会に、こちらの立場を忘れてお話しを願ひたい。

○一衆公述人 お答えいたします。十分の審議を尽くされて、すみやかに御決定いただきたい。

○中村公述人 御質問ですが、私も、実は、農業基本法そのものと同時に、関連法案が非常に大切なものだと思つております。その意味で私先ほどから公述申し上げておるつもりであります。ただいまの政府御提案の基本法のままで、現在出ております関連法案、それを抱き合せて考えますと、たとえば一番農民が関心の強い価格の問題ですね。あの辺が非常に危険性をはらんでおる。このまま政府の基本法案がかりに通過いたしました場合は、この法案の具体面における運用にあたつては、やはり、今までのいろいろな法律が、運用の際に政府のそのときどきの都合ある意思によつて左右されて、末端の住民には非常に期待に反した結果が現われるといふこともございます。で、私は、基本法の中では、大切な点、特に価格のような点については、社会党の御提案のように価格決定の具体的な基準を御明記下さなければ、とても納得をしないと思ひます。

○坂田委員長 これにて公述人各位に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多用中のところ御出席をいただき、長時間にわたつてきわめて貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。(拍手)

明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十四分散会

昭和三十六年四月二十五日印刷

昭和三十六年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局